

むつ市議会第191回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成19年3月16日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【質疑、討論、採決】

第1 議案第32号 工事請負契約について

【一般質問】

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 4番 堺 孝悦 議員

(2) 6番 川下 八十美 議員

(3) 19番 久保田 昌司 議員

(4) 45番 澤田 博文 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（55人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	6番	川	下	八	十
8番	菊	池	一	郎	9番	新	谷		功
10番	濱	田	栄	子	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	久	保	田	昌
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	24番	松	野	裕	而
25番	東	谷	正	司	26番	東	谷	良	久
27番	佐	々	木	隆	29番	竹	本		強
30番	坂	井	一	利	31番	福	永	忠	雄
32番	板	井	磯	美	33番	飛	内	賢	司
35番	田	澤	光	雄	37番	佐	々	木	肇
38番	鎌	田	ち	よ	39番	菊	池	広	志
40番	野	呂	泰	喜	41番	杉	浦		洋
42番	千	賀	武	由	43番	目	時	睦	男
44番	田	高	利	美	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	柏	谷		均
48番	工	藤	清	四	49番	服	部	清	三
50番	杉	本	清	記	51番	慶	長	德	造
52番	佐	藤		司	54番	牛	滝	春	夫
55番	本	間	千	佳	56番	半	田	義	秋
57番	坪	田	智	十	58番	斉	藤	孝	昭
59番	中	村	正	志	60番	富	岡		修
62番	宮	下	順	一					

欠席議員（7人）

7番	小	林		正	23番	千	船		司
28番	立	石	政	男	34番	赤	松		功
36番	德			誠	53番	工	藤	直	義
61番	川	端	澄	男					

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	企業者	杉山	重一
代表委員	菊池	十皿夫	管理委員長	佐々木	鉄郎
農委委員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
総務部長	佐藤	忠美	総務部長	西堀	敏夫
総務部長	渡邊	悟	総務部長	高橋	勉
企画部長	名久井	耕一	民生部長	佐藤	純一
保健福祉部長	成田	豊	経済部長	宮下	孝信
建設部長	新谷	加水	教育部長	小川	照久
教委事務	遠藤	雪夫	公企局長	千船	藤四郎
監査委員	工藤	武勝	総務部長	近原	芳栄
企画部長	佐藤	節雄	企画部長	太田	信輝
保健福祉部長	大芦	清重	企画部長	村川	修司
保健福祉部長	木村	重男	企画部長	杉浦	収二
企画部長	奥島	慎一	企画部長	伊藤	道郎
企画部長	下山	益雄	企画部長	中嶋	達朗
企画部長	佐藤	吉男	企画部長	伴	邦雄
企画部長	船澤	桂逸	企画部長	鴨澤	信幸

總務部
總務系
行政係
課長

吉 田 真

總務部
總務政
務係
主任

中 野 敬 三

事務局職員出席者

事務局
局長
總括
主任
庶務
係長
調查
係主任

小 島 昭 夫
工 藤 昌 志
金 澤 寿 々 子
青 山 諭

次 長
主 幹
庶務
主任
議事
主任

高 田 文 明
柳 田 諭
濱 村 勝 義
葛 西 信 弘

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は54人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 議案質疑、討論、採決

○議長(宮下順一郎) 日程第1 議案第32号 工事請負契約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第2 一般質問

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第2 一般質問を行います。

本日は、堺孝悦議員、川下八十美議員、久保田昌司議員、澤田博文議員の一般質問を行います。

堺 孝悦議員

○議長(宮下順一郎) まず、堺孝悦議員の登壇を求めます。4番堺孝悦議員。

(4番 堺 孝悦議員登壇)

○4番(堺 孝悦) 自民クラブに所属する大畑選出の堺孝悦でございます。通告により壇上より1回目の質問をさせていただきます。質問項目は5項目にわたります。

1番目として、除雪体制について。このことについては、昨年12月の定例会でも同様の質問をさせていただきました。そのときには、もう既に合併時の除雪体系と合併後の除雪体系がかくも違うのかと。しかし、待ったなしの状況でありまして、それを踏まえたうえで、ことしの異常気象とも言える暖冬を体験しました。それをもとに今後の除雪の問題点、あるいは合併時と合併後の除雪のふぐあい等々、担当部局並びに市長のご見解を求めるとともに、どこがこれからの問題点なのか。特にこれは気候を相手にするもので、非常に柔軟性を持ってやらなければ対処できない事件でありますので、その辺で担当部局の考えを述べていただきたい。

2番目として、聞きなれない言葉ではありますが、リバースモーゲージというこれからの高齢化社会における資金調達という一つ

の制度があるわけです。これは、報道によって私も知ったわけですが、ただ概要しかわかりません。ただし、武蔵野市で25年前でしたか、既にもう手をつけております。これからの高齢化社会において、これまでと同様な生活保護の政策あるいは固定資産税並びに所得税、そういった税体系の中で、果たしてこれから市税並びに大きく言えば国税さえも揺るがしかなない税体系の中で、我がむつ市が住民にとってこれから安心して暮らせるような市税のあり方を模索すべきではないかということで市長のご見解を承るものであります。

三つ目として、これも昨年市長には質問として申し上げております。労働賃金ということなのですけれども、やはりこれが非常に、片方では合併特例債を使う、あるいは電力関係の方から多大なるご寄附をいただいて、新市に向かって新しい建物を建てなければならない。その気持ちはわかりますけれども、一方で倒産という非常に生活に直接結びつくような大打撃を受けた方がいまだ労働賃金の未払い問題さえも解決しない現状において、果たして杉山市長がただ単に財政面だけで片づけられる問題ではないと。市長は、法律的には非常に難しいというよりも、ほとんど手が出ないと言いましたけれども、私は政治というものは法律一辺倒で通るものではないと。やはりそこにおいて政治家が、ここでこそ、その法律を曲げるとは言いません、法律でないものに対して政治力を発揮し、この困窮している人たちに救いの手を差し伸べてこそ私は市長たるこのむつ市民6万7,000人の人々に力と勇気を与えるべきものではないかと思ひ、あえてまた質問する次第であります。

市長は、前回銀行の方々ともこのことについては一応相談をしてみると言いました。その経緯を改めてお尋ねする次第であります。

次は、原子力行政についてであります。財政的

に逼迫した中で原子力、特に中間貯蔵施設、交付金頼みがむつ市の現状であります。その中において合併前に既に決定した事項であり、合併後のむつ市議会に諮るべきことではないということで、我々は旧大畑町、旧脇野沢村並びに旧川内町の議員は、このことについて一切関与していないわけです。しかしながら、現状では市長は、隣の東通村の原子力問題、あるいは永久保存の問題について言及していることを報道で私も知りました。果たして市長の本意はどこにあるのか。また、原子力行政についてどのような政治的考え方を持っているのか、改めてお伺いする次第であります。

五つ目として、合併特例債について。これは、予算審査特別委員会で既に柴田委員からも出ましたけれども、合併時に国が、借金ではありますけれども、同じ借金にしても非常に使いやすく、利子補給並びに使う方にしては非常に好条件ではありますが、しかし返すとなると、これまた、ないそでは振れないということもあるわけです。これは、ある意味で、私の考えでは不利益の先送りということになりかねないわけです。

借金にもいろんな返済方法がありまして、皆さんも私が言うまでもなくご存じだと思います。いわゆるリボ払いというのがあられるわけです。均等払いです。これは、一時では非常に楽なのですが、長期にわたって借金がずっと続くわけです。果たしてこれから先、我々が一時的には緩和されたとしても、将来の市政において、この再建が果たしてもち切るのかという問題が出てくるわけです。そこで、市長に改めて合併特例債について市長がどのような所見を持って考えているのか。そしてまた、合併時の特例債について申し合わせ事項があったということは再三聞いております。それを改めて今回どのように市長は受けとめて、その合併時の申し合わせ事項を重視するのか、それともやはり現実には申し合わせ事項とは異なった手法

をとらなければやっていけないのか、この辺の合併特例債について市長の確固たる所見を伺う次第です。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 堺孝悦議員のご質問にお答えします。

最初に、除雪体制に関するご質問であります。初めに、暖冬により除雪作業が少ない場合支払われる待機料補償、これは質問されていませんので、やめます。どこが変わったかというお尋ねでありますから、建設部長に答弁させます。

次に、リバースモーゲージというものでありますが、この制度は急速に進む高齢化社会の中で、安心できる生活設計の補完手段として考えられた制度であります。持ち家を担保にしながら、自宅に居住しつつ年金をもらい続けることができる持ち家転換年金タイプの融資制度で、リバースは逆、モーゲージは抵当融資を意味しておるようであります。

このリバースモーゲージによる税の納付を促すということについては、リバースモーゲージ、要するに一定の年齢をまず考えなければならない。次に、住宅その他宅地を担保とするものに対する貸し付け、引き受けてくださる民間の金融機関があれば、これは実現可能でありましょうが、しかし大抵の住宅には住宅ローンというものが設定されており、それには抵当権がついているはずでありますから、なかなか民間金融機関がこれに乗ってくれるという見通しは立たないのではないかと、そう考えます。ましてきのう、おとといあたりからのアメリカの経済に関するニュースを見ていると、住宅金融をやっている会社が非常に経営が困難になってきておる。また、借り入れをした方も返済が滞っておる、こういう状態がある。

民間の金融機関は、いわゆる住宅に対する融資はそれぞれの経験を有しておるはずであります、それはあくまでも新築あるいはアパートメントなどの分割された所有権を買い取るための融資ということであり、そういう融資を受けて建設されたもの、あるいは購入されたものに対して改めて融資をするということは非常に難しいものであらうと考えております。このようなことに対して1981年、今からもう既に二十数年前になりますが、財団法人武蔵野市福祉公社で導入され、その後1990年代に一部自治体で導入されましたが、課題が多く、契約件数は伸びが見られない、普及しているとは言えない状況にある。

リバースモーゲージの大体の手法は、生活の安定を図る。その中にももちろん納税義務も入るわけではありますが、どちらかという生活を支えるためのシステムということであります。住宅金融を受けたものを返済しながら、なおかつ生活のためにその担保物件に再抵当権を設定するということは困難であらうと考えられます。普通の企業であれば、担保物件の評価をすることによって一定の抵当権あるいは根抵当権も含めまして抵当権を設定し、評価額の残額に対して改めてまた抵当権を設定するというようなことは可能でありましょうが、このような方式は確かに最初にスタートしたときは大変もてはやされました、新しい方式であるということ。しかし、実際に運営されてみて、逆に融資を受けている方がつらい思いをするというような一面もあるわけありますので、そのような状況から、これを挑戦するといえますか、これを取り入れて事業にするという自治体はふえていないということを考えますときに、ご提言としては我々も検討する用意はございますけれども、なかなか実現に向けての取り組みまでは進めないだろうという思いを持っております。

次に、旧むつショッピングセンターの従業員の

退職金の問題であります。お尋ねの趣旨は、旧むつショッピングセンター従業員の未払い退職金に関するその後の破産管財人や金融機関に対する働きかけはどうなっているのかということですが、破産管財人に対して庁舎用地建物取得代金の支払い経過を含めてご説明申し上げますと、まず昨年12月の定例会で御議決を賜りました補正予算に基づき、12月11日に契約とあわせ、取得代金の支払いをいたしたところであります。その後2月21日には助役が労働債権に対する配当の可能性についての確認のため、破産管財人と面談をいたしております。この内容としては、今回の用地建物取得は別除債権としての行使によるもので、これにより配当の対象となる財団組み入れ分は皆無に等しく、他の債権への配当は見込めないとのことであります。

私もさまざまな会合の席で主要取引銀行の一つでもある支店長とお会いする機会がありますので、実情を説明申し上げてはおりますが、何分にも法律に基づく破産手続だけに、一企業の労使問題についての介入は、市長といえども難しいものがありますし、また他の債権者の方々の問題もあります。このような答弁で堺孝悦議員の納得のいくものではないとは思っておりますが、私としても旧むつショッピングセンター従業員の方々のご心中は少なからず察しておりますし、市長の立場でお手伝いできる範囲内のものお手伝いをしてみたいと思っております。

次に、我が国の原子力行政に対する私の考え方を述べよとの、ご質問というより問いただしであります。堺孝悦議員ご承知のとおり、我が国における原子力行政の基本方針は、原子力基本法にもありますように、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与するというを目的に、平和利用に限って推

進しております。

また、平成17年10月の原子力政策大綱において核燃料資源を合理的に達成できる限りにおいて有効に利用することを目指して、経済性にも留意しつつ、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという核燃料サイクルの推進を政府の方針としておるところであります。私としては、国の原子力政策に協力するという立場から、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を持たせることが可能な使用済燃料中間貯蔵施設の誘致を行いました。中間貯蔵施設につきましては、現在リサイクル燃料貯蔵株式会社において国へ提出する事業許可申請へ向けた準備が着々と進められております。

我が国におけるエネルギー資源については、自給率4%と主要先進国の中で最低の資源小国であります。また、また、ここ数年来の中国、インド等といったエネルギー需要の急激な拡大の中で世界的な資源獲得競争は、より厳しくなるものと考えられます。

さらに、地球環境問題を考えるとき、化石燃料への依存を減らすことが重要であり、二酸化炭素を排出しない原子力の利用は京都議定書における温室効果ガス削減目標達成のための有効な一方策であると考えております。このような観点から、私としては我が国の原子力政策について、安全性の確保を大前提として今後とも協力を惜しまず取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、合併特例債の今後の活用と特例債に対する認識についてのお尋ねであります。合併特例債は合併年度と、これに続く10年間とした期限の中で合併協議会が作成した市町村建設計画に基づいて行う合併市町村の一体性の速やかな確立や均衡ある発展に資するための事業を総合的かつ効果的に推進するための財源の裏づけとなるものであ

ります。しかし、当市におきましては、多額の累積赤字がある現状から、合併協議会の中では赤字解消のために合併特例債を活用しての事業については黒字転換する平成22年度以降の5カ年で事業費ベース69億円、合併特例債では65億6,000万円を計上するという基本的考え方で協議されたものと思料いたしております。

この言わんとするところは、現在の赤字状態の中では、いかに有利な合併特例債といえども借金がふえることには変わりがなく、積極的な起債発行は慎むべきということであると認識しております。でありますから、合併特例債に対するこのような基本的考え方の趣旨は、今後とも十分に尊重し、効果的な財政運営を心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、庁舎建設はその制度に沿うものかということについても、お尋ねはございませんでしたが、合併を機に職員の数がふえ、事務スペースが足りなくなったこと、駐車場が狭く、来庁者に不便をかけていること、また市民にとってわかりにくいレイアウトになっているなど、これらの課題を解消し、市民へのサービスをより便利かつ効率的に行うための事業でありますので、制度の趣旨には十分沿うものと考えております。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 堺孝悦議員のご質問にお答えいたします。

除雪体制について、合併以前と合併後の除雪体制の相違と今後の課題を述べよとのご質問ですが、初めに合併以前と合併後の除雪体制についてでございます。合併前、旧むつ市では全面委託、旧川内町、旧大畑町では一部直営と委託、旧脇野沢村では重機借り上げ方式を採用しており、このように除雪の発注形態に相違がありました。また、むつ市議会第190回定例会において堺孝悦

議員のご質問にお答えしておりますとおり、除雪委託単価にも差異がございました。この相違につきましては、合併時の協議事項にも取り上げられ、業者委託を基本とし、契約内容を再編することとして、むつ市の委託方法を適用するとの取り決めがありまして、それに基づき平成18年度から全面委託としたところでございます。

次に、今後の課題でございますけれども、全面委託したことに伴いまして、除雪単価の高騰、一方直営による除雪がなくなったことによりまして、きめ細かな除雪ができなくなったのではとの声にどのように対応するかが問題として考えられます。まず、除雪単価につきましてでございますが、むつ市議会第190回定例会での一般質問にお答えしたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

また、直営がなくなったことにより、きめ細かな除雪ができなくなったとの声につきましては、直営あるいは委託ともに除雪機を運転される技術職員の腕にかかわる問題であるのではないかとというふうに受けとめております。ただし、委託する際に業者に対しましては、そのようなことのないように十分配慮するようにこれからも努めてまいりますので、ご理解を願いたいと思っております。ただし、直営の利点は、即対応が可能となりますが、委託の場合、連絡をとってから出勤するため時間がかかることは否定できません。このほかに少子高齢化が進む中、玄関前などに置かれた雪の片づけができないなどの問題が出ており、この対応をどのようにするかにつきましては、ことしの新たな冬を迎える時期までに問題として取り上げ、この対応を検討してまいりますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

なお、これにつきましては、前の議会で堺孝悦議員からもご提案がありましたけれども、地域の方々のボランティアにより処理していただけるよ

うな手法も模索してまいりたいというふうを考え
ておりますので、ご理解をお願いしたいと思いま
す。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（堺 孝悦） それでは、再質問させていた
だきます。

除雪体系については、去年と同様のご答弁であ
ります。ただし、実態を踏まえうえで当初の予
定と現実に気候の激変的な温暖化により、簡単に
言えば除雪費はかからなかったと、そういうこと
なのですけれども、あえてここで私がもう一度取
り上げた理由は、ちょっともう少しあるのです。
つまり待機料という、降らない場合に業者に対し
て労働賃金ではなく最低賃金と言った方がいいで
しょう、そういう政策があるわけです。一般の町
場の方々は、雪が降らないと生活は非常に楽だと、
こういう声が多々あります。それは現実です。し
かし、毎年の除雪作業をなりわいとしている方々
も一方にはおるわけです。その方々の生活はどう
なのだという危惧があるわけです。5年間の過去
の平均的な数字から3割の待機料は払っている。
この3割ということが、利率ではわかるのです。
しかし、現実にどれくらいの額かというのは我々
にもぴんとこないのです。そこで、担当部局の方
にお願いして、その待機料は現実に1社当たりど
れくらいの単価で支払われているかということ
でお尋ねしましたけれども、非常に個々にばらつき
があって、なかなか均等的な回答が得られなかつ
た、これが現状です。まして一般の市民たちは3
割、ではどれくらいなのだと聞かれても私も答え
ようがない。

そこで私は、これは毎年手直しをしなければな
らない制度ではないかと思っていますので、まず
3割の待機料がいかなる数字的なものであるか
というのを市民あるいは住民の方々にきちっと明示
していただきたいと。でないと、いろんな風評が

出るわけです。いやいや、仕事がない。いや、待
機料はちゃんと払っていると。でも、それで生活
できないのではないのかと、ある意味で心配して
くれる面もあるわけです。そういうことで、もう
少し広報あるいは一般の住民の方々にきちっとし
たそういう、保護とは言わなくても、安心して除
雪に待機できる、そういうことは既にあるのだと
いうことをお示ししていただければ、要らぬ風評
は出ないと思うのです。そのことを一つご提言し
ておきます。

それから、つけ加えて、これは部局の方とも除
雪体系について個々にお話ししましたけれども、
やはり高齢化社会であります。そして、またモー
ゲージとも非常に密接に絡むのですけれども、い
わば空き家、空き地、そういうところが非常に目
立つわけです。そういうところを今まで大畑地区
では個々の事情により使用させていただいた、そ
こを雪捨て場として。しかし、だんだんとやはり
よその雪を我が土地にいつまでも春先まで山盛り
にしておくのは余りありがたいことだという
ことで、そこに立ち入ることができなくなってい
る現状があるわけです。

そこでご提言ですけれども、そこに借上げの
料金を払うということは、今の財政では難しいで
しょう。そこで、借上げとして適切な土地があ
れば、その所有者、あるいはその近辺の方々のご
同意を得て、税制的な減免措置を講ずるのがど
ちらにとっても非常に有意義なことではないかと僕
は思うので、これからの制度に対してそういうこ
とを盛り込んでいただきたいということでご提言
をしておきます。

それから、ことしみたいに、除雪費は当初より
も少し余裕があると思うのです。もう使ってしま
えば、これはしょうがないですけれども。普通に
考えれば、余裕ができるはずですよ。そこで、余
裕があった場合、その余裕のお金をどうするかとい

う問題が出てくるわけです。いや、財政が足りないのだから、そっちに持っていき、これは当たり前の話なのですけれども、しかしやはり私は雪はある意味で災害だと思っていますので、災害に備える基金として調節弁の役割を果たすのも一つの手法ではないかと思えます。その辺財政との絡みもありますけれども、そういう点では柔軟性を持って、雪が降っても、やはりいつも国頼み、あるいは借金頼みではなくて、柔軟な基金として活用できないものかということで、これもご提言申し上げます。

次に、リバースモーゲージ、市長の言うとおりであります。ただし、大畑地区の現状、あるいはむつ地区、あるいは下北を考えた場合に、確かにローンを抱えている住宅も多々あります。しかし、先祖伝来の土地に暮らしている方も多々あるわけです。問題は、高齢者が先祖伝来の土地に住んでいて、しかも老後ひとり暮らしあるいは高齢者の二人暮らしという部分が非常に問題なわけです。年金がこのような格差社会の象徴たるものであります。共済年金、厚生年金、そして我々みたいな自営業者の国民年金、この差というのはもう歴然であります。そういう中で、いわゆる国民年金頼みの国民に対して今までと同じような税体系は非常に難しいのです。

そこで市長、ローンを抱えているところにそんな話を持ち込んだって無理だと、これは私も十分承知しております。さっき申し上げたとおり、先祖伝来の土地に住んでいる方もたくさんあるわけですから、その辺の取捨選択をしながら、法律上可能なものであれば、そういう方々にも一つの救済と言わなくても、老後のこれまでの多大なる納税した方々に報いるためには、これからほかで難しいから我が方も難しいのではなくて、ほかで難しかった、その短所を探り出し、そして新市の独自のそういう方法を編み出すべきであります。そ

ういうことで、市長、もう一度、私はすぐにやれとは言いません。これは、なかなか難しい問題と十分わかっております。しかし、これから先こういう社会になるということで、我々は先進的な考え方を持つべきであります。その辺もう一度お伺いします。

労働賃金、これも法律上はもうどうにもならないと。助役も私も手も足も出ないということですが、はっきり申し上げて。それはそうでしょう。しかし、私は手も足も出なくても体当たりするべきだと思っているのです。やはり市長の意気込みをここに出不さなければ、市長を頼みとする我々市民は、いざというときに市長がそういうことではどうにもならないと。法律は、確かに行政上やむなしです。しかし、政治は法律だけでは済まないのです。政治の根幹にあるのは、市長、これは私もそう思っていました、ある本に書いていました。義理と人情なのです、市長。やはり市長、義理と人情を踏まえて、事あるごとに折衝するべきではないかと。たとえ額は少なくともいいのです。そういうことで、市長がそういう点で一生懸命やっているのはわかりますけれども、市長の頑張り方は、新庁舎の移転で私もかぶとを脱ぎました。あの勢いであれば、大抵のものはできますよ、市長。もう一回やってみてください。

それから、原子力行政。エネルギー問題については、これも市長の言うとおりです。地球の温暖化、資源のなさ、私が市長にもう一つ踏み込んでほしいのは、こういう新聞の切り抜き二、三枚ありますけれども、これが真意であるか、まず確かめたくて今回質問したのですけれども。東通村の越善村長が、高レベル処分地について今までとは違った考え方を示してきた。ここに、知事は高レベルの最終処分地は県として受け入れないと、こういう報道があります。と同時に、ここにむつ市長も否定的見解とあります。このことについて原

子力行政との絡みもありますので、否定的見解についてもう一度確認いたします。

と同時に、ある新聞には、別なことが書いているのです。「私だって最終処分場を思ったことがないわけではない。土地がないからやめた話だ」と、こう書いてあります。二律背反ですね、これ、簡単に申し上げれば。これどっちなのか、市長。このことについて、原子力行政ということでお尋ねいたします。

それから、合併特例債、市長の言うとおりのこともなのです。ただし、これは編入合併であります、この合併は。旧むつ市は無傷であります、簡単に申し上げれば。我々が生活する脇野沢地区、大畑地区、川内地区は、大畑地区に関するれば40億円のお金が入らなくなって回らなくなったのです。すっぱり抜けてしまったのです。その結果、市長、今度は散歩がてら大畑地区に来てみればいい。ますます過疎は急激に進んでいます。病院問題一つとっても、都会に出て大畑に帰ってきて、「いやいや、これから大畑に住もうと思った。どうですか、堺君、病院は」と聞かれると、私は、「いや、現状ではとてもでないが、病院については私は語る立場にない」と。個人病院もありますけれども、そういう点ではふるさとに帰ってみると、もはや荒野と化す、これは時間の問題です。そこで私は、やはり合併特例債がそもそも何のためにあるのかということ考えたときに、格差社会を助長するような今のむつ市長の手法では、僕は意味がないと思っています。もう少し合併特例債を市長も言ったとおり、穏やかな財政的な緩和策であると同時に、編入された方々にとって痛みを和らげるような合併特例債でなければならないはず。このことについて市長の見解をもう一度お尋ねする。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 除雪体制については、建設部

長からお答えします。

次に、リバースモーゲージ。研究します。研究しますが、私も銀行員やっていたのです。貸し付けもやっていました。そのころから見ると、今の銀行の貸し付けのシステムというのは、かなり普通の事業をやっていない方々に対しても目配りをした事業展開をしている。そういう中で、行政がリバースモーゲージという冠をかぶせたものをやるから、金融機関に協力してくれということをお願いして、金融機関が簡単に乗ってくれるとは思わない。それならば、行政自らがやればいいのではないかと、こういう議論もあるでしょう。しかし、金貸しの経験のないのがいっぱいいる行政職です。こういう職員が改めて銀行的な債権の評価の仕方から管理の仕方までやっていけるか。かなり難しい問題です。民間の金融機関にご相談になって、資産評価を受けたりなどして個人的に個人のローンもできる時代になっていますから、金利もある程度安く設定してもらえるようになっていますから、それによって税なり生活費なりを立立てる、こういう方法の方が中間に難しい理屈が入らないシステムとして利用しやすいのではないかと、そう考えるとありまして、先進的なケースとして取り組んできたところ、それはもうお上げの状態なのです。今から新しい方式を考え出すといいましても、金融機関がこれまでの不動産担保方式の貸し付けはもう時代おくれである、こういうことを言っております。ただし、住宅金融は別ですよ。住宅金融の前提になっているのは、一定の収入があるということが住宅金融を受けられる必須条件です。その収入を保障するシステムは、役所的な発言をいたしますと、生活保護というシステムがあるわけでありまして、そういうものの組み合わせの方が現時点では取り組みやすいということになるはずであります。リバー

スモーゲージ、研究はしてみますが、先ほどご指摘のように、その弱い部分を修正して新しいシステムをつくったらどうかというご提言でありましたが、そのようなことも含めて検討する必要があるかと思えます。

次に、ショッピングセンターの退職金の未払いということですが、先ほど申し上げましたが別除債権、破産法の中には破産財団というのが設定されます。これは、裁判所の命令によってつくられます。破産財団の管理人として弁護士から裁判所が選択をして指定します。そこで、破産財団の管理運営については指定された管財人が最大の権限を持ちますが、その背景にあるのは裁判所の決定であります。その中で決められたことに対して私どもが蛮勇をいかに振るっても、これには立ち向かっていけないでしょう。私は古い時代の、50年前ですが、50年前の破産法、一応優をとっているのですが、当時の破産法というのは至って簡単。100条ないのです。だから優とれるのです。しかし、今日の破産法という法律は、もう微に入り細をうがって細かい部分まで規定している。それだけ破産という行為が、私が50年前に勉強したときに、破産というのは世の中にあるのという時代です。今破産というのは、そこら辺にごろごろあるのです。ですから裁判所も、この破産法の大原則は、破産の申し出をしたとき裁判所はただちに破産宣言をすると書いてあったのです、そのころの破産法には。今は、十分検討してから破産宣言するのです。それだけでももう破産に対する社会的な見方が変化してきている。そういう時代に緻密に組み上げられた法律体系の中に政治的な介入は許されません。そのようなことでありまして、ですからそれなりに人間としての接触はしておりますが、市の代表者としての接触は、これはしてみても蠅螂の斧みたいなものでありまして、なかなか、なかなかではなくて、まず完全に効果が出

ないという考え方の方が正解ではないかと思っております。ただし、行政が行い得る職を離れた方々に対する対応については、いろんな形でやっておりますし、市として商工会議所や職業安定所等との連携を深めながら取り組んできたつもりでありますけれども、なかなか効果が上がらないという、切歯扼腕しておるような状況であります。そういう状況の中で、あの破産財団がどのようなことになるのか見通しも全く立たない状況があるのでありますので、私は仮に個人的な見解でも、このような公的な場で申し上げることは避けて通りたいと思っております。

それから、原子力行政について、再度のお尋ねの中心は、最終処分場についてどう考えるのかということであったと思えます。私は最終処分場、今日の状態の中でさまざまな考えは持っていますが、基本的には青森県では無理であると。ただし、隣村の村長が、一種のあれはフランスで原子力行政を視察した際の旅行報告でしょう。その中で書かれたことについて報じられたものに対して私の見解も求められました。隣村の村長が考え方を述べているのに、私が否定的な考え方で一言でばっさり現在の青森県ではだめですよということは言いがたい問題であります。ある程度近所づき合いとして、友人としての考え方も含めて申し上げたところでございますが、活字になってしまうと、それが生きてしまうのです。考え方に対してはまんざら理解できないわけでもない部分が多いのです。そういう人間的な部分と、それから我が県が今置かれている立場というものについて配慮しながら申し上げると、その部分を切り取られて書かれます。ですから、二律背反のように見えるような記事になるわけです。基本的に今日の青森県では使用済燃料、再処理された燃料の最終処分場になるということについては、歴代知事が繰り返し繰り返し、そうしないということを国に約束をさ

せておりますから、今日の状態の中では私は最終処分場は否定的な見解を述べておるところであります。

次に、合併特例債の中で大畑町から40億円の金がいなくなったというご発言がありました。40億円という金がいなくなったというのはどういうことかという、なぞをかけられたわけではないだろうと思いますが、大畑町という自治体が編入合併という形でむつ市になった。そのために予算執行権が、大畑町の自主的な執行権がなくなったという意味のご発言だろうと思います。しかし、40億円近い金は大畑地区に関して現在でも投入し続けられているわけでありまして、決してすぼんと持ってきて、それを別の方で生かして使っているとか、こっそり使っているとか、そういうことでは決してないわけでありまして、職員の給料にしても、あるいはさまざまな事業を展開するにしても、旧大畑町時代に執行されていた予算にほぼ同じ額、あるいはそれ以上のものもあるかもしれません。それが使われているということだけはあると思いますが、過疎が進む、あるいは病院の問題、それぞれ個々に見れば非常に大きな問題です。でも我々は、それをトータルで、マクロで考えて事業を展開しているわけでありまして、過疎が進んでいるのに対して我々が打つ手はどのくらいあるのか、あるいは病院の問題はいつからあのようなことになっていたのか。

先ごろ任意につくられたご婦人の集まりの方々とお会いしました。涙を浮かべて、かなりきつい言葉で私に、私が悪の張本人みたいな言われ方も部分的にはありました。しかし、私が答えたのは、あの方々の行動は、我々も進めている行政手法に対して後押しをしてくれていることなのであって、感謝しておるということでもまず話を切り出しましたが、その中で勘違いして、いろいろ文書もなかなか達者な文書を書かれている。私この報告

書の全部に目を通しましたけれども、なかなかしっかりしていらっしゃるのですが、基本的な部分で認識が間違っている部分があるのです。確かに医者がいなくなるということは、病院がなくなるということと同じ意味ですから、それは非常に地域にとって重要な問題であります。我々が手をこまねいてそれを見過ごしたわけではないのであります。遠い原因は合併前にもあるのです。それを今一つずつ前向きな考え方で取り組んで、何とか大畑地域の医療をこれ以上悪くさせない方法はあるのかどうかということで努力している最中です。大畑クラブの議員さんたちも、その方向に向かって努力してこられた。それを今大同団結して一つの結果を出そう、その結果の上にさらに新たな有効手段を考え出そうではないかという、基本的にはそういうものがあります。つまり40億円がすぼんといなくなったのではないかとということ、病院のことは手をこまねいて見ているわけではないのだということをご理解いただければと思っております。

○議長（宮下順一郎） 堺孝悦議員、除雪費の件はご提言というふうなことでのお話でございますけれども、答弁は求めますね。建設部長。

○建設部長（成田 豊） 3点ご提言というふうにご理解させていただきましたけれども、まず1点目の待機補償制度の広報でございますが、平成11年度の降雪の少ないときを踏まえて、業者の方等の要望もありまして、平成12年度からむつ市ではその制度をスタートさせております。かなり経過しておりますので、市民あるいは業者の方はご理解していると思っておりますけれども、合併という大きな変化に対する心配りが足りないと思って大いに反省しております。例年降雪時の前に市の広報紙を使って広報しております。除雪のお知らせとご協力をお願い等を広報しております。その際を活用いたしまして、その制度についてPRしてま

いりたいと思いますので、お願いしたいと思いません。

それから、借り上げの土地の減免、それから基金の造成等につきましては、税務課あるいは財政課とも関連ありますので、堺孝悦議員のご提言を踏まえましてご協議させていただきたいと思いません。ご理解願いたいと思いません。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（堺 孝悦） 除雪体系では、これは毎年降るか降らないかだれにもわからないわけですから、そのとき柔軟な体制をとるという非常に固定した観念を持たないで、そのとき臨機応変にやればいいと、そういうことでいいです。

それから、リバースモーゲージについては、確かにこれは参考資料だけで話をしていますので、市長の言うとおり、非常に現状として金融面では難しいのは十分わかっております。ただし、さっき言ったとおりに税の徴収も非常に絡んでくるわけです。ないものは払えないわけですから。しかし、あるものを有効に使うと、そういう点で一つ物納という、国税は物納も認めています。物納という手段もあるわけですから、そういう高齢者の方々に対する、現金がなくて物を持っている方々に対してどのような税体系あるいは高齢者社会をつくり上げるかというのは非常に大問題であります。今すぐとは言いませんけれども、事あるごとに何らかの資料をいただいて、市長側も研究していただきたいと、そういうことで終わります。

それから、労働賃金は、これも同じです。法律と行政とのどうしても乗り越えられない壁があると。しかし、人間です。そういう点では別な角度から、失業された方々の生活を保障するという点では、大畑地区にも大きいショッピングセンターができるみたいです。そういう方々にも市長もぜひ誘導していただきたいと、こういうことです。

原子力行政について、それは隣町の首長に対し

てのリップサービスであると、簡単に言えばそうですね。しかし、県のことについては私は言及するつもりはありませんけれども、財政問題が絡んで、四国の東洋町、それから近くには鱒ヶ沢町でしたか、低レベルの医療廃棄物、そういうところに財政的な裏づけとして候補地がどんどん上がってきているわけです。個人的には中間貯蔵施設がよくて永久保存が悪いという、この論理が私はわかりません。一時預かりはいいけれども、ほかに持っていけと。では、どこに持っていくのだと。そういう論理は、そもそもおかしいと思うのだけれども、私たちが関与できないところで決められたことですから。これからは、やはり土地があれば私もやりたいとか、そういう言葉が載ってしまえば、市長、そうなのかとだれも受け取ります。市長は本当はそうだったのかと。「牛は角を持って捕らわれて、人は言葉によって縛られる」という名言があります。特に政治家は、言葉一つでいろんな国会議員も首をかけなければならない事件が起きるわけです。そこで市長には、やはり後から火種が大きくなるように、そして我々も市長の真意をはかりかねることがないようにひとつ言葉の重みを、我々もそうですけれども、政治家は言葉によって生きるも死ぬもあるわけですから、ひとつそういうことで、一貫性を持った政治体質を貫いていただきたいと。

といいますのは、新庁舎の部分でもこういうことが私の考えなのです。最初管財人から買ってくださいと来たとき、私はそう受け取ったのです。ところが、月日がたったら、いや、違ふと、私を買いたいと言ったとき、こうなったわけです。私は唖然としました。どっちなのだと。やはり買いたいというのと売りたいというのは前後すれば、これは立場が全く違うのです、僕らからいえば。そこでやはり市長が今の労働債権問題についても、向こうが買ってくださいと来たのであれば、当然こ

ちらとしてはそれに対する重要な部分で踏み越えて提言ができるわけで、こちらで買いたいと言えば、足元を見られているのと同じなのです。そういうことだと思うのです。どっちにしても、買ってしまったのですから、論議はしませんけれども。そういうことで、後から我々が真意をはかりかねるようなご発言については十分、私もそうですけれども、我々は心していかなければならないと思うのです。これに対するご答弁、もしあればどうぞ。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 管財人は、完全に裁判所の意向を踏まえて行動せざるを得ない。そして、それは法律がきちんと枠組みを決めていますから、この物件買ってくれなどということは決して申し出をしてくることはありません。私どもの方が市役所にするのにどうなのだろうかということで内部で検討しまして、その検討の結果をもって管財人に申し入れをしているということであって、こちらから売ってほしいという申し入れをしたということの方であります。堺孝悦議員が何をもって管財人が買ってくれという申し入れをしたというふうにお考えになられたのか、意味はわかりませんが、そのようなことは絶対にありません。あくまでもこちらが主体的に申し出をしたということがあります。

○議長（宮下順一郎） これで……

（「議長」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 59番中村正志議員。

（59番 中村正志議員登壇）

○59番（中村正志） ただいまの堺孝悦議員の一般質問の発言中、吸収合併という不適切と思われる発言がございました。

それぞれの事情を抱えながらの議論に議論を重ねたうえでの今回の合併でございました。このたびの合併について真剣に議論した者の一人とし

て、吸収合併という表現については不快感を感じると同時に不適切な表現であると思います。そこで、後日会議録を精査のうえ、発言者と協議をしていただいたうえで、発言の訂正か削除を求める議事進行をさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） ただいま中村正志議員から、一般質問中、合併について不適切な表現があるのではないかというふうなことでございました。後刻会議録を精査し、議会運営委員会で協議をいただき、議長として措置したいと思いますので、ご了承願います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（宮下順一郎） それでは、これで堺孝悦議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川下八十美議員

○議長（宮下順一郎） 次は、川下八十美議員の登壇を求めます。6番川下八十美議員。

（6番 川下八十美議員登壇）

○6番（川下八十美） 「東風吹かば匂いおこせよ梅の花、主なしとて春な忘れそ」、これは学問の神様、そして今なお多くの人々から崇拝をされ、あがめ奉られておられる福岡県は太宰府の天満宮に代表される有名な菅原道真公が詠んだ歌であります。春3月、弥生の梅のときは、人生にとっても一つの節目のときであり、学問の道をさらに追求して進学をされる者、実社会に出て就職をされる者、また年次切りかえ時における人事異動等と、社会全体が非常に慌ただしい季節でもあるわけで

あります。我がむつ市役所においても、長い間勤務されてこれ、この3月定例会を最後に定年を迎えて、この議場におられる名久井保健福祉部長、高橋民生部長、そして渡邊企画部長、さらには宮下教育部長、そして一部事務組合の津田局長を初め36名の退職者の皆さん、これまでむつ市発展のために日夜にわたって努力を積み重ねてこられたそのご苦労に対しまして、壇上からではありませんが、衷心より謝意と敬意を表するものであります。本当にご苦労さまでございました。

一方、12名の新採用職員を迎えることしの十二支のえとは、脇野沢のぼたん鍋でおなじみのいのしし年なのであります。十二支の始まりは、ねずみであり、数えて12番目の終わりがいのししなのであります。終わりよければすべてよしと言いますが、終わりは、また次の始まりでもあるわけでありますから、ことしこそは縁起のいい年であると思っておるのであります。

さらに、12年目に訪れるいは、選挙の年でもあるわけであります。来月4月早々には、地方統一選挙、我がむつ下北では初めて一緒の選挙区となった県議会議員の選挙、6月には知事選挙、7月には参議院議員選挙、そして10月には私たち任在任特例期限が切れる新しいむつ市の市議会議員選挙といったように、盛りだくさんの選挙が予定されておるわけであります。すなわち、い年決戦と言えるわけでありまして、新年早々からそれぞれの目的に向かってイノシシにあやかり、猪突猛進の勢いで突進しなければならないと思っておるところであります。しかしながら、過去の統計が証明しておるように、い年現象が選挙の世界では起きておるのであります。

人生には、三つの坂があると言われます。上り坂、下り坂、そのとおり、まさかの坂であります。いつの時代でも、新しい夜明けをもたらすのは、常に青年の燃えるような使命感と情熱でありまし

た。私も弱冠27歳でこのふるさとを、我がむつ市を安住の地と定め、政治家になって郷土のために、ふるさとむつ市民のために働く決意をして、この地に骨を埋める覚悟で帰省して市議会議員にさせていただいて、ただただ若さの至りで猪突猛進ばかりしてまいり、考えてみれば、それこそ波乱万丈の人生を送ってきたと言っても決して過言ではないのであります。

今立ちどまって静かに振り返ってみるとき、何とてはや40年の月日が過ぎ去ろうとしておるではありませんか。今回私は、3月定例予算議会を迎えるに当たり、直接間接市政に参画すること40年、すなわち政治活動40周年記念一般質問として市長に次の点を質問してまいりますので、市長並びに理事者の皆様方におかれましては、建設的かつ中身のあるご答弁をお願いする次第であります。

まず第1点目の平成の大合併、その後の検証であります。4項目についてお伺いをいたしたいと存じます。私の4年前の選挙スローガンは「元気で渡ろう新市へのかけ橋」でありました。その点からすれば、当初からの合併協議会に宮下議長とともに議会選出の委員として最後まで参加をさせていただき、その一翼を担ってまいりました。その合併協議会も当初は1市4町3村で出発したものの、紆余曲折があり、常に私たちが夢であった「下北は一つ」との理想を実現することはできませんでしたが、結果的には1市2町1村で合併となって新生むつ市が平成17年3月14日に誕生し、現在に至っておることは既に皆様ご承知のとおりであります。新市発足からはや2年と2日たった今日、3年目を迎えた今、新しいまちむつ市をつくるために、我々は今何をなさなければならぬか、真剣に、しかも真摯に取り組まなければならないと存するものであります。

合併に当たっての新市の将来ビジョンであるキャッチフレーズ「人と自然が輝く やすらぎと活

力の大地 陸奥の国」建設を目指して、合併効果を引き出すための計画づくりは本当に進んでおられるのかどうか、そしてやはり議論だけではなしに、その実践に入っておられるのかどうか、しっかりと、しかもきっちりと検証したいのであります。特に新生むつ市のデザインを描き、それを住民とともにどういった手段で、手法でもって実現していこうとされておられるのか、だれでも住みたくなる新しいむつ市のまちづくりを市民総参加のもとで、市長が言われる住民との「理解と協調」をもってどう具現化しようとしておられるのか、まず第1点目としてお伺いをいたすものであります。

第2点目は、地域の将来像を描く長期総合計画についてであります。市長は、年頭記者会見と、そして本定例会冒頭の平成19年度一般施政方針の中で、向こう10年間のまちづくり計画を策定し、9月の定例会に提案するという方針を明らかにいたしました。そのためには、総合開発審議会を組織し、私は9月定例会までは任期が残っておりますから、楽しみに待ちたいところではあります。だがしかし、今の時点で言えることは、新むつ市長期総合計画基本構想は、平成13年度から平成22年度までの10年間となって既に存在してあることでもあります。しかも、この新むつ市長期総合計画基本構想に基づいて作成されたこのような立派な新むつ市長期総合計画があるわけでありませぬ。それよりも何よりも、私たちは合併に当たって、合併協議会でたびたび幾度となく論議をし、協議をして、そして決めた新市まちづくり計画、これを旧4市町村議会で認定したこういった立派な基本的なものもあるわけでありませぬ。歌の文句ではないけれども、ああ、それなのにそれなのに、合併して2年たった今になって、何ゆえ新むつ市長期総合計画を策定するという、市長の施政方針の説明だけでは私は納得はいたしません。理解も

できません。ですから私は、改めてこれらとの整合性をどうお考えのうえ提案をされようとしておられるのかお伺いをいたしたいのであります。

第3点目は、格差是正に利用できる財政優遇措置についてであります。合併する前までは、旧むつ、大畑、川内、脇野沢とは一つ一つの点と点でありませぬ。しかしながら、合併という今や太い1本の線で結ばれたわけでありませぬ。この部分でも、市長の年頭記者会見の言葉をかりるならば、旧町村より旧むつ市の方が社会資本などいろいろな面で整備されておるといふことなのであります。私をして言わせていただくならば、そのことは何を物語っておるかといへば、それだけに旧市町村間の格差があり過ぎるといふことのほかないのであります。格差や下北医療センター、大畑診療所の問題等と、果てしなき道にはさまざまな難問が山積しておるといふものの、一たん合併したこのきずなは、私は永遠に崩れ去ることはないと思ふことではないのであります。そのためにも私は、旧合併特例法に基づく格差是正に利用できる財政優遇措置があるわけでありませぬから、それらの適用の取り扱いをどうなされておられるのかお伺いをいたしたいのであります。

第4点目は、合併協定書のうち、むつ市の市民憲章、市民歌、花、木、鳥等の制定についてであります。私は、合併に当たって、ハード面やソフト面の施策もさることながら、何よりも大事なのは市民が共通の意識を持つハートフェア、すなわち心、情熱、市民がこぞって新市を愛することができる施策を講ずることがまず先決であると指摘したいのであります。しかるに、旧市町村地域の垣根を取り払い、新しい市民としての一体感を造成していく、その手だてとして私は、市民憲章、市民歌、市の花、市の木、市の鳥等の制定をすることが必須要件であるとお訴えするものであります。2年経過し、3年目に入った今日今なお、

全くその進展が見られないのでありますが、一体どうなっておられるのかお伺いをいたすものであります。

次に、大きく分けた2点目の原子力行政についてであります。私は原子力万博の開催を提案に入れまして、これまた4点ほどお伺いをいたしたいのであります。

原子力行政については、私が市議会議員に初当選させていただいた昭和42年の原子力船「むつ」の時代から真剣に取り組んできた課題の一つであります。しかも、平成12年に我がむつ市に中間貯蔵施設の問題がシークレットで進んでいたものが突如として浮上して以来私は、慎重姿勢を保ちながらも、議会で調査特別委員会の設置を提案し、平成15年6月17日の当委員会で最終的に少数意見を留保しつつも、立地は可能という結論を見出したのは感無量のものがあり、今もって記憶に新しいところであります。以後私は、たびたび事あるごとに原子力行政については積極的かつ強力に発言もし、中間貯蔵施設については注意深く見守ってきたところであります。2010年、平成22年の操業開始までの計画スケジュールは順調に進んでおられるのかどうか、その進捗状況を明らかに願いたいのであります。

第2点目は、高レベル廃棄物最終処分場についてであります。正月元旦早々私は、社団法人実践倫理宏正会、いわゆる朝起会の元朝式に牧野教育長ともども朝5時に出席して万歳三唱のお役目をいただき、その後田名部神社や大覚院での初もうでを済ませ、帰宅してから東奥日報元旦号に目を通し、100ページに及ぶ紙面の中で特に注目をされたのが東通村越善村長の「最終処分場受け入れに意欲」とのトップ記事であったのであります。私は、重大発言と受けとめながらも、村長として大変勇気ある発言と理解し、政治家の一人として高く評価するものであります。市長は、新春の新

年祝賀会での年頭あいさつでは、隣接の村長発言とはいえ、コメントする立場にはない旨の見解ではありましたが、私は村長発言に対してはもとよりのこと、この機会に市長自身の最終処分場についての考え方をお伺いいたすものであります。

第3点目は、東京電力と日本原子力研究開発機構との関根浜港譲渡交渉についてであります。私たちが中間貯蔵施設の立地について議会で議論をしているさなかに、東京電力は旧原研と関根浜港の譲渡交渉をしていたことが明らかになっております。しかしながら、旧原研は2005年10月に核燃料サイクル開発機構と統合合併し、新法人日本原子力研究開発機構に移行したために、その交渉は一時中断されたと聞いておるのであります。それに加えて223億円の建設費がかかった関根浜港でありますので、金額的に折り合いがつかず、そのままの状態であると聞き及んでおるのであります。その後の譲渡交渉はどうなっておられるのかお伺いをいたしたいのであります。

それだけではありません。現在の関根浜港は、海洋研究開発機構が所有する海洋地球研究船「みらい」の母港として現在使用されておるのであります。しかるに、仮に日本原子力研究開発機構が関根浜港を東京電力に譲渡したとしても、我がむつ市の将来を考えれば、東京電力の中間貯蔵施設と海洋地球研究船「みらい」とが関根浜港で双方がともに共存することこそが我がむつ市の未来を切り開くに、より有益であり、むつ市の発展に大きく寄与するものと私は確信するものであります。市長の見解を問うものであります。

次に、原子力行政の最後であります。4点目として、原子力施設で産業振興を考える会の発足と、私は原子力万博開催を提案したいのであります。既に2年前のことではありますが、私たちが合併協議会でもいろいろとご指導を賜りました青森大学総合研究所長である末永洋一先生が発起人代

表となって原子力事業者や県内商工団体など360の個人、団体が参加して原子力産業と地域・産業振興を考える会が設立されたのであります。しかるに、我がむつ市では中間貯蔵施設との関連で、産業振興の活用と、そして産業の創出にどう取り組み、雇用の拡大にいかに関結びつけようとしておられるのかお伺いをいたしたいのであります。

結びに当たり、国際熱核融合実験炉、いわゆるITER4関連事業がいよいよ六ヶ所村で向こう10年間にわたり500億円が投下されて動き出したのであります。私は、日本で初めての原子力船「むつ」、そして日本で初めての中間貯蔵施設を立地する我がむつ市が、このむつ市を中心とした下北地区全域での原子力関連施設も大間原発の着工がややおくれておるとはいうものの、着実な進展が見られており、かつて私の政治の師である中曽根康弘元首相が下北半島を日本の原発のメッカにして、おかれておる下北の開発を促進すると断言したことが今まさに現実味を帯びてきたのであります。こういった原子力にわたる全般的な状況も、ぶれない政策として原子力立国計画が策定され、原子力推進の方向性が確実に固まりつつある今日、いまだ日本で開催されたことのない原子力万博を我がむつ市で開催するべきであると私は提案するものであります。市長は、その先頭に立って、日本原子力研究開発機構や電事連にその開催を呼びかけるべきであると訴えるものであります。市長の決意とご所見を賜りたいのであります。

以上で私の壇上からの質問といたしますが、市長の答弁内容次第が、次の市長選挙で私が市長の推薦議員になるかならないかの重大な判断基準にいたしたいと思っておりますので、心してご答弁くださるようよろしくお願いを申し上げます、私の一般質問を閉ずるものであります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 川下議員のご質問にお答えいたします。

平成の大合併、その後の検証ということでご質問がありました。まずその1点目は、合併効果を引き出すための計画は新市まちづくり計画という形で示されている、今はその計画を市民参加のもとで具体的に実践していく時期ではないかとお尋ねであります。私も議員同様に計画から実践に移行したいと考えている一人であります。

議員ご承知のように、新市まちづくり計画は、旧市町村がそれぞれに長い時間をかけて進むべき方向を定めていた長期総合計画をベースとして、広範囲に、かつ各年代層からの意見をアンケートという形で集約し、その結果も盛り込んで、さらに合併協議会でも種々検討を加えてつくられたものであります。それだけ地域住民の意思が反映された計画でありますので、そこに盛られている計画を早期に実現したいという思いは十分持っておりますが、現実には施政方針でも述べましたように、パイが限られておりますので、一つの地区に事業が偏在しないように小刻みに満遍なく事業を配置していくのがやっとなという財政環境に置かれている事実、川下議員は十分ご理解のうえご発言とは思いますが、そういう厳然たる事実と対峙していることに対し、改めてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、現在むつ市長期総合計画や新市まちづくり計画があるのに、なぜ今長期総合計画をつくる必要があるのかとお尋ねであります。前段で申し上げましたように、新市まちづくり計画は合併前の旧4市町村が策定していた長期計画の理念を引き継ぎ、アンケート結果等も参酌し、合併協議会でも十分もんでつくられたものでありますので、議員おっしゃるように、内容的には長期総合

計画にかわり得るものにとらえております。ただ、新市まちづくり計画で示しております数字は、平成12年度の国勢調査の数値でありますし、また合併により福祉部門では第3期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画が新たに策定され、部門部門で個別の計画の見直しがされているところでもあります。平成17年度に行われました国勢調査の確定数値が出ましたので、個別の計画による数値等とあわせて合併協議会で示された合併後3年以内に策定するとの方針を踏まえてことし調製をするものであります。

次は、ご質問の3点目ですが、合併が行われた団体に対する財政優遇措置についてのお尋ねであります。合併関係市町村に対する財政優遇措置の適用を当市も受けているのか、またそれは地域での格差是正に生かされているかのご趣旨と受けとめました。川下議員も既にご承知のとおり、合併した市町村に対する財政的な優遇措置といたしましては、大きく分けて三つあります。一つ目は、地方交付税の額の算定の特例制度であります。これは、合併に伴う普通交付税の減額が合併の障害とならないよう、一定の期間合併関係市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を下回らないようにする特例措置でありまして、この措置としての効果は、約12億円程度となっております。繰り返しになりますが、この措置は普通交付税がふえるということではなく、合併による新むつ市としての普通交付税の算定額が合併後10年目から徐々に減っていき、特例期間が終わる16年後には、今交付を受けている額から約12億円ほど減るということの意味するものでありまして、合併により普通交付税の額が急激に減らないようにするための激変緩和措置であります。

2点目は、地方債への特例措置でありまして、合併後のまちづくりを円滑に推進するための合併特例債の創設や、合併によって逆に過疎地域への

特例に支障が生じないような配慮がなされており、合併後にあっても旧むつ市を除く区域は現在も過疎地域とみなされることで、引き続き過疎債の適用区域となっており、今年度は宿野部、大畑、正津川、脇野沢といった各地域の漁港整備事業や川内6号線消融雪溝整備事業、川内、大畑地域の消防団車両の購入事業等に活用しております。

3点目は、一体性の速やかな確立や住民福祉の向上のための施策に対する国からの補助金、合併推進体制整備費補助金及び県からの補助金である市町村合併支援特別交付金であります。これらは主としてコンピューターシステムの構築や施策の統一、地域間の格差是正といった事務事業に活用しており、今年度は児童扶養手当システム構築事業や長期総合計画策定事業、地図情報システム構築事業等に充てております。

なお、その他の特別交付税への措置もありますが、大別しますと、この3点に集約できるのではないかと思います。直接間接の違いはありますが、これらの措置はそれぞれの地域間の格差を是正するための有効な手段として均衡あるまちづくりのために活用方法を工夫してまいりたいと考えております。

施政方針でも申し上げたところでありますが、平成19年度の予算編成に当たりましては、理解と協調の土台づくりを念頭に置き、各地域の事業についてきめ細かく意を用いたつもりでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の順序と答弁が前後いたしますが、市民憲章、市民歌、花、木、鳥の制定についてお答えいたします。川下議員は、市民が一体となるために応募などにより早くつくるべきとお考えのようではありますが、中には必ずしもつくらなくてもよいのではないかという意見もあります。合併協議会で合併後に検討し、必要であれば制定す

るとの調整方針が示されたのは、多様な意見があることを念頭に置いたものであろうと思います。したがって、まず市民の皆様の声を聞く場面を設定する必要がありますが、ことしは長期総合計画の原案を公表し、広く意見等を求めることとしておりますので、その際に本件もあわせてお尋ねしたいと思っております。その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、原子力行政についての1点目、平成17年11月に設立されたリサイクル燃料貯蔵株式会社により建設計画が進められている使用済燃料中間貯蔵施設の操業開始までの計画、スケジュールの進捗状況はどうなっているかのご質問であります。平成22年の操業開始を目指している使用済燃料中間貯蔵施設については、現在事業者において国へ提出する事業許可申請について取りまとめをしている段階であります。できれば今月末までには国の方へ提出する予定と伺っております。

事業許可申請提出後の操業開始までの主な流れについては、まず国の原子力安全・保安院及び原子力安全委員会での安全審査が行われ、事業許可がおりれば、その後設計及び工事の方法や溶接の方法などの申請、認可など、国の許認可を経て本体工事へ取りかかることとなります。国の安全審査等の諸手続並びに建設工事が順調に進み、平成22年の操業が予定どおり開始されることを期待しているところであります。

次に、最終処分場に対する東通村長の発言に関連して、高レベル廃棄物の処分場問題は中間貯蔵施設の行く末にもかかわってくる、県内外を問わず最終処分場をどこかにつくる必要があるが、市長はどう思うかとのことであります。東通村長の当該発言については、新聞報道等で承知しておりますが、この発言についてコメントすることは控えさせていただきたいと思っております。ただ、これま

で青森県知事が国と約束をしてきている青森県を高レベル廃棄物の最終処分場にしないということについては、三村県知事も節目節目において幾度となく経済産業大臣等に対して確認をしてきておりますので、この大原則が覆ることはないと考えておりますし、青森県を最終処分場にしないという大前提のもとでの六ヶ所サイクル施設の建設や中間貯蔵施設の建設計画であるという認識であります。

前の堺孝悦議員のご質問にもお答えいたしました。最終処分場の問題については、川下議員ご指摘のとおり、国の原子力行政の基本方針であります核燃料サイクルを推進するうえで避けて通ることのできない重要な問題であります。最終処分場の選定については、原子力発電環境整備機構がその実務を担当しており、平成14年から全国の自治体からの公募を開始しております。このたび高知県東洋町から全国初の応募があり、文献調査に進むための審査が行われているところであります。最終処分場問題についても、できるだけ早く候補地を選定していただき、核燃料サイクルが完結できるよう期待しているところであります。私としては、使用済燃料中間貯蔵施設の建設計画が予定どおり進められることを最優先に考えている立場にあるということをご理解願いたいと存じます。

次に、東京電力と日本原子力研究開発機構との関根浜港譲渡交渉はどうなっているのか、関根浜港での中間貯蔵施設と海洋研究開発機構の共存の可能性はあるかとお尋ねであります。関根浜港は、日本原子力研究開発機構が所有している港湾でありまして、その一部を海洋研究開発機構が賃借して海洋地球研究船「みらい」の母港等として活用いたしております。使用済燃料の輸送主体である東京電力では、関根浜港を使用済燃料の輸送に使用することを希望しており、現在東京電力と

日本原子力研究開発機構及び海洋研究開発機構との間で協議が続けられているところと承知しております。本市といたしましては、これら関係機関の話し合いの推移を見守っておるところであります。本市が目指しております海洋科学拠点都市構想と整合性のとれた形で話し合いが進んでいくことを期待しているところでもあります。

次に、原子力産業と地域、産業振興を考える会とのかかわりと原子力万博の開催についてのご質問にお答えいたします。まず、一昨年10月に設立されました原子力産業と地域、産業振興を考える会についてのお尋ねであります。この考える会は、県内の原子力施設を地域資源として活用し、新産業の創出などにつなげようということで、原子力発電所の温排水や環境緑化、バイオテクノロジーを活用した新産業創出、原子力施設を活用した観光開発のほか、プラント設備関連技術や保守技術、人材育成など、さまざまな分野について地域振興のあり方を研究する活動をいたしております。

会の設立発起人であります青森大学の末永教授は、原子力施設に伴う交付金を受ける市町村が、これまで、ともすれば交付金が来れば来ただけ使いつ放しで、新たな産業を創設し、そこから税金を納めてもらうという発想に欠けていたのではないかという思いがこの会を立ち上げる動機になったとおっしゃっていましたが、全くそのとおりで、時宜を得た決断であったと評価しているところでもあります。

これまでは、前段で申し上げた活動分野にかかわる講演会などを開催して、会員の意識啓発を図っておりますが、これからは末永教授の幅広い人脈と教授を支えるスタッフの皆さんの情報量、そして多くの職域と階層から参加されている会員との意見交換の中から地域振興に関する具体的な提言が出されてくることを期待しているところであ

ります。ただ、その提言を現実に生きたものにしていくためには、職員にも絶えず勉強し、最新の知識を蓄え、感性を磨いてほしいと願っているところでもあります。

次に、原子力万博についてのお尋ねであります。これは市民はもとより、いろいろな方々に原子力についての知識の普及啓発と、その必要性についての認識を高めていただくため、いわゆる博覧会的なものを開催してはどうかというご提案であると伺いました。博覧会とは異なりますが、資源エネルギー庁が主催いたしますエネルギープラザが電源立地地域の地域振興を図ることを目的に平成12年に当市で開催されております。参加者は、全国の電源立地地域の自治体職員や地域振興の関係者を対象としており、全国から500人以上の方に本市を訪れていただいております。本来の目的もさることながら、多数の参加者の滞在により当市にもたらされた経済効果も少なからずあったものと思っております。

このようなコンベンション、シンポジウムなどが当市で開催されることは、原子力に関する知識の啓蒙、普及という効果に加えて、原子力施設を地域資源とした新産業の創出のヒントを得る機会にもなりますので、当市で開催できるものがあれば、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

なお、これまでも実施しております原子力施設の見学会や講演会などは、市民の皆様から原子力を理解するうえで非常に有意義であるとの評価をいただいておりますので、引き続き実施してまいりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（川下八十美） 再質問であります。平成の大合併についての検証で、市長の答弁も4点総合的な関連がありますので、最初の2点の方で1回目の再質問をさせていただきたいと思っております。

私が言いたいのは、合併して2年たったけれども、私が見たり聞いたりしている範囲内においては、まだまだ市民の間では合併したという意識が薄いといえますか、意識が少ないといえますか、そういう時点に達していないと思えてならないのであります。

例えばこういう話があります。私の友人であります、家具屋を経営をしておる社長が新聞広告やチラシで、市内全域は発送配達は無料であるという広告を出したら、1人のお客さんが来て、茶だんすを買ってくれたそうであります。そして、「配達先は」と聞いたら、脇野沢のかれこれの部落だということでした。決して私は脇野沢をどうこうと言う意味ではありませんから、誤解しないでいただきたい。その店主は、びっくりして、そこまで配達すると十和田市へ往復するくらい時間がかかるわけでありまして、広告に出してしまったから、これはいたし方ないけれども、そういう一つの感覚がまだ市民の中にきちっと植えつけられていない部分があります。こういったものをやはり市民に植えつけるためには、私は長期総合計画も今立てるのではなくして、ならば合併当初、そこから出発するべきであったと考えるのでありますが、市長、どうですか、この点。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 川下議員、最初のご発言でもおっしゃっておられますが、大合併の全体の中で外れていった町村があるわけでありまして。それを外して新たに1市2町1村で合併するために非常に急いでこの作業を進めたという経過については十分ご承知いただいていると思うのであります。その中で今おっしゃられたようなことをもっと徹底してやっておけばよかったのではないかというのは、その当時の事情をご理解の川下議員としては、今こういう作業をせざるを得なくなっていることについては私よりもご理解が深いのではない

かと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（川下八十美） 私も協議会の委員でありましたから、これからの長期計画の出方を楽しみにいたしておきたいと思っておりますし、9月定例会には、またそれに対する考え方も申し述べる機会がありますので、そこに譲りたいと思っております。

もう一つ、格差是正に利用できる財政措置なのでありますが、私が言いたいのは、これは旧合併特例法に、平成17年3月31日まで合併したところに適用できるのです。私たちは、3月14日に合併しておりますから、ここの部分で、旧町村が今まで受けていた普通交付税の総額が10年間保証されるのです。旧大畑町や旧脇野沢村や旧川内町が今まで受けてきた普通交付税がそっくりそのまま10年間適用されるわけでありまして、私は大変失礼ですが、「むつ市と合併して何もいいことない」というような声も聞く。ですから、こういうところをきちっとやっぱり市の方で姿勢を示すことが、合併していただいた旧3町村に対してのいわゆる説明責任でもあるのではないのでしょうか。どうですか、この点。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 交付税については、額が保証されるといってしましても、その後合併して誕生した自治体であっても、一律に交付税は減らされてきておるわけでありまして、その点についてはこれまでの交付税の額とは比較にならない状況になっているということをご理解いただいていると思います。

ことしの予算、詳細にごらんいただいていると存じますが、各旧町村の、多分予算規模に近い形での事業を盛り込んでいるはずであります、こういう表現の仕方は余り正しくないかとは思いますが、市民の方々は自分に関心がある部分、

ここには目を向けてくださる。しかし、関心のない部分に予算がついていようがいまいがわからない場合がある。平成19年度の予算の目玉は教育です。これについては、予算審査をしていただいております。お気づきになっていらっしゃる議員が多いと思うのでありますが、ただひたすら教育だけでは決してありません。教育は大きな柱になっておるといふことでありますし、それに加えて道路の整備が今後ますます重要になっていくだろう。これは、もちろん国道に関しても整備を進めなければならない、今までの取り組みをスピードアップする形で変えていかなければならないだろうという思いを持っております。そういう中で、道路が直りますと、大体、これは合併効果かと思っただけなのではないかと考えているのであります。そのような目玉にしたつもりですが、気がつかない人には見過ごしてしまわれる問題がことしの平成19年度の予算には含まれているというところにご注目をいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（川下八十美） 地方交付税や特別交付税、これは総務省の管轄でありまして、市長も後援会長を務めている山崎力先生が、この間まで副大臣をやっていました。今の菅大臣は、小此木彦三郎代議士の私の3代後の秘書で、今国会議員になって、息子よりも先に大臣になった菅が今総務で担当いたしておりますので、そういう点につきましては、私たちのむつ市に対するいろいろなことについては、私も及ばずながら力をかしたいと思っております。

さて、もう一つ、市民憲章と市民歌、市の花、市の木であります。私は、この市民憲章だけは先ほど編入合併か、吸収合併かというふうなことで議事進行も出ましたけれども、これは合併協定書でそうなっているのであれなのですが、編入合併からすれば、このむつ市の市章はそのまま継承さ

れたわけでありまして。市民憲章を見ても、これは立派なものだと私は思っているのです。ですから、こういうところも今あわせて議論しますが、それとあわせて市民歌、今卒業式シーズンで、各小・中学校、私も出席いたしますが、校歌がないところはないです。あるいはまた校訓、憲章と同じ。こういうところを見ますと、私の手元に、平成18年の新年祝賀会の名簿がありますが、平成18年には国歌斉唱、むつ市民憲章唱和、むつ市民歌斉唱とあるのです、平成18年には、やったのです。ところが、ことしの平成19年の祝賀会には、さすがにこれは抜けております。となりますと、国歌は、大変失礼ですが、立っても歌わない人もいる、これは自由です。だけれども、市民歌であれば、曲がわからなくても私は口ずさむと思うのです。それは、合併した市民全体が一つの心のよりどころとして、愛唱歌として私は提唱できるものだと思っております。

もう一つ、市長、むつ郵便局の窓口に市長は行ったことがありますか。その場でも結構です。市長、入ったことはありますか。

（「ある」の声あり）

○6番（川下八十美） そのとき気がつきませんか。パンフレットにむつ市の花、鳥、木と、もうこれは古くなってだめですけれども、むつ市の郵便局に入りますと、窓口のネームプレートに、「本日は私が担当させていただきます。お気づきの点があったらお気軽に声をかけてください」とか、「丁寧な対応を心がけています。わかりやすい説明を心がけている。保険、貯金のことならお気軽に私に声をかけてください」というネームがある。これにいまだむつ市の花、木、鳥がきちっとこういう形で印刷して使われているのです。だから、今市長が新しい形で市民からの声を聞いて対処するという答弁でありましたが、これはもろもろの政策をする以前の問題として私はやっていただくべ

きだと。次の原子力行政の方も大事なことがありますので、これは要望にしておきます。

○議長（宮下順一郎） 川下議員、間もなく申し合わせの時間になりますので、何とぞご協力とご理解のほどお願いいたします。

○6番（川下八十美） 原子力行政について、大事なことでございますから、このことだけは市長に確認をしておきたいと思えます。海洋地球研究船「みらい」が今母港として関根浜港を使用しております。年間この「みらい」のむつ市に対する経済効果は幾らぐらいと推定していますか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 正確な数字は把握できません。推計もしていませんが、企画部で概算で掌握している部分はほぼ5億円ぐらいだろうと、こういうことであります。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（川下八十美） ありがたいことです。となりますると、私が今言いたいのは、仮に日本原子力研究開発機構が東京電力に港の占有権を譲ったとしても、市長、市長の答弁は、3者で自分たちのいい方向に行かれるように期待しているという、ただ対岸での見物のような気がしてなりません。もし海洋地球研究船「みらい」が東京電力のキャスクを運んでくる船が入ったときに、きちっと協定をしておらなければどっちへ行くのですか。私は、前段で申し上げたように、私は共存させるべきだという考え方なのです。市長はどっちに行こうと思っていられるのですか、どうですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） この問題は、最初は私が主人公だった。私から提唱しているのです。しかし、独立行政法人といえども、国の一つの機関であります。それと、事業者であります、事業者の大スポンサーと言った方が正しいかもしれませんが、東京電力との話し合いに私がいつまでも中に入っ

ているということは必要ないだろうと。これは、大局的な見地から協議があって進められるべき問題であって、ですから私は途中から当時の原子力研究所あるいはJAMSTECに対して直接の交渉を展開してくれと。できればトップ交渉にしてほしいという申し入れをして、ある意味では身を引いたのです。初めは、当事者のトップにいたのであります。ですから、決して対岸の火事ではないのです。答弁でも申し上げましたとおり、海洋研究都市を目指す我々にとっては、この話し合いが我々にとっても歓迎すべき答えを導き出してほしいという思いを持っておりますので、傍観者ではありません。ただ、今のところ発言や行動を少し控えているという状態にあることを理解願いたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（川下八十美） あとはこれ以上入りませんから、要望だけにとどめさせていただきます。

市長、市長が言われるように、海洋科学拠点都市構想、常にこれは市長の選挙の一つの文句にも、スローガンにもなっております。万が一こういう形でなったら、私は「みらい」は横須賀や函館の方に行くような気がしてなりませんよ。そうではなく、やっぱり原子力船「むつ」を改造した海洋地球研究船「みらい」でありますから、むつ市に置くようにしなければいけない。市長は、今月議会が終われば東京へ行かれるのではないですか。そうしたら、やっぱりただ東京電力に甘えるだけではなしに、この部分だけは市長の主張、我々むつ市民の主張をきちっとやってきていただくようお願いをいたします。

そして、これから市長と私は議会と行政の立場です。もっともっと切磋琢磨し合って、むつ市発展のために、むつ市民のためにお互いに研究し合うことを心に誓い合って、私は一般質問のすべてを閉じます。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、川下八十美議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時30分まで暫時休憩いたします。

午後 零時 13分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保田昌司議員

○議長（宮下順一郎） 次は、久保田昌司議員の登壇を求めます。19番久保田昌司議員。

（19番 久保田昌司議員登壇）

○19番（久保田昌司） それでは、一般質問を行います。通告した3点について質問いたします。

まず、成年後見制度についてであります。この制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々のために不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議の手伝いをする保護や支援の制度であります。悪徳商法からの予防にもつながるものであります。

制度の詳細について論じることは、あえて抑えておきますけれども、今日この制度の重要性の認識度が高まっていることだけは確かであります。それは、県内において2005年度の実績が2000年度の4倍の203件に上っていることから明らかであります。また、県社会福祉協議会内の県地域福祉権利擁護センターが1999年10月から実施している権利擁護事業、つまり福祉サービス利用援助や金銭管理、書類預かりなどの利用者も3倍になっていることから、これらのニーズが高まっていることが推察されます。

成年後見制度には、法定後見と任意後見がありますが、圧倒的に法定後見の申し立て件数が多いのも特徴となっています。かつての民法の規定に合った禁治産、準禁治産の制度を改正し、今日の補助を加え、保佐、後見の三つに分けられたのは、まだ8年前ということになりますが、今日的な役割の重要性から改正されたものと考えております。市長、以上のことから、この制度の活用を広めるとともに、制度を活用、利用しやすいものにするための努力をすべきと考えますが、その点の見解を求めます。

次に、個人情報保護についてであります。一つは、定期的な調査による個人情報の保護の現状についてであります。ご承知のとおり昭和63年、1988年において最初の個人情報の保護に関する法律が制定されました。その後行政機関において急速なIT化の進展による個人情報の取り扱いが著しく拡大したことに対応するため、15年後の平成15年、2003年に2年間の議論を経て新しい個人情報保護法が制定されたところであります。現在全国の市町村では、法の制定を受けて、すべての自治体で個人情報保護条例が制定されてきたところであります。むつ市においても例外ではありません。そういう中で市民にとっては個人の情報がどのように守られてきているのか、関心のあるところであります。

今日本市の行政のあらゆる部局において、書類等の管理も含めてどのような取り組みがなされてきているのか、定期的な調査等で確認作業はされているのか、まず明らかにしてほしいと考えます。

二つ目は、市職員のパソコンの管理と今後についてであります。ここで言うパソコンは、自宅で使用しているだけのパソコンではなく、公の仕事の場で使用している個人のパソコンのことで、予算審査の中において明らかになったように、新年度においては市の各部局内で使っている個人所有の

パソコンは、市で購入したパソコンに入れかえるとの方針を伺いました。私は、そもそも職員に対して業務用の高価な器材を購入させて仕事をさせていたこと自体に大きな疑問を持っているものでありますが、ウィニー騒動を受けてではありませんが、ようやく重い腰が上がったことについては歓迎すべきことだと思っております。ですが、問題はこれで解決するものではありません。これまで使われてきたパソコンを今後どうするかが大事であります。その点での今後の対処方を明らかにしてほしいと考えます。

最後は、交通安全についてであります。ことしの冬は、超暖冬と言われるほど暖かい冬であります。降雪量が極端に少なく、道路の凍結による大きな交通事故は少なかったように思われますが、それでも時折降る雪には、車を運転する際に気を使う市民も多いことと思います。危険な場所、道路は、指摘すれば、あそこもそうだという声がたくさん聞こえてきそうな気がします。今回私は名古屋平地区の2カ所について改善方を要求するものであります。

2カ所とも大畑方面からむつ方面へ来る途中にあります。関根バイパスと呼んでいいのでしょうか、人家がなくなった後、杉林が左手に見え、100メートルほど道路に覆いかぶさるような形になっている地区がありますが、朝方、そして夕方凍結していることが多く、危険地区として通勤の方々は腕に力が入る場所であります。杉林の一定の伐採など、地権者の協力を得て通勤時の安心を拡大していただきたいと考えます。

もう一カ所は、サークルKから坪組の間のカーブの道路で、突っ込んでいくような現在の傾斜のある道路は改良する必要があると考えます。対策を求めます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 久保田議員のご質問にお答えいたします。

まず、福祉対策についてであります。成年後見制度は、認知症のある方、精神障害のある方など、判断能力が不十分になった方々の財産管理や身上監護を目的として平成12年4月からスタートした制度であります。悪徳商法等が横行し、被害に遭う多くの方々がこれらの支援を必要とする現状を考えますと、議員ご指摘のとおり、これらの制度の活用を推進すべきであろうと考えているところであります。

市では、平成17年度にむつ市成年後見制度における市長申立に係る要綱及びむつ市成年後見制度支援事業要綱を定め、市民が成年後見制度の活用を図れる体制の整備をしたところであります。また、今年度には地域包括支援センターを立ち上げ、センターが行う主要な事業の中に権利擁護事業を位置づけ、必要とする方々への支援と相談を開始いたしました。

成年後見制度については、介護保険における介護予防支援計画書を作成する際に、制度の利用が望ましい方には、その都度利用についてアドバイスをするという体制をとっておりますし、老人クラブ等の研修の場において説明等をしているものの、利用に結びつかないという状況にあります。これまでの実績を見ますと、市長の申し立てによる成年後見制度を利用したいとして申請のあったケースが2件、窓口での相談が数件となっております。成年後見制度を利用される方々については、自らの将来に備えて自分の意思で将来の後見人を指定し契約できる方と、そもそも成年後見制度が何であるかを理解することができない認知症等の障害をお持ちの方に分かれれます。自分で意思表示のできる方については、一般向けの広報等その制度を理解し、手続等についても何ら問題なくな

されると思われませんが、何らかの障害等により成年後見制度が何であるかを理解することができない方々、これら援助を必要とされる方々に対して、地域と連携をとって支援する体制を整えることが必要であろうと思います。そのためには、これまでのネットワークとして位置づけられている居宅介護支援事業所等のほかに、最も身近な存在であり、地域の実情を知る町内会の方々、民生委員の方々のご協力が不可欠であります。今後は、一般向けの広報活動のみならず、町内会、民生委員のお力添えもいただきながら、成年後見制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、個人情報の保護について定期的な調査などで守られているか、確認作業はされているかのご質問であります。議員ご承知のとおり、平成17年9月に個人情報保護条例を制定し、同規則、要綱により個人情報の適正な管理と運用を行っております。具体的には、住民記録、税及び国民健康保険等の電子データにつきましては、合併時に電算システムを統合し、情報センターにおいて集中管理するとともに、個人情報の漏洩が生じないよう外部との接続を完全に切り離れた運用を行っておりますし、台帳などの紙類に記載された個人情報につきましても、資料を外部に持ち出さない、廃棄するときは複数の職員で確認のうえ行うなどのガイドラインを設け、運用しております。また、平成18年4月からは、必要以上の個人情報を保有しないようにするため、庁舎の要所にシュレッダーを増設し、セキュリティの強化を図っております。

なお、情報漏洩のほとんどが内部から発生していることから、職員に対しては地方公務員法の守秘義務にのっとり職務を行うことや、個人情報保護条例の趣旨について周知徹底を図ることを目的とした講習会を実施しております。今後とも個人

情報の保護を実践するため、情報セキュリティーの向上やガイドライン等の継続的な見直し、改善及び職員のモラル向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市職員所有のパソコンの管理と今後についてのご質問にお答えいたします。昨今個人情報の漏洩事件がよく報道されておりますが、議員ご承知のとおり、この背景には自宅のインターネットでファイル共有ソフトを利用する際のウイルス対策やインターネット接続設定の不備が主な原因となっています。むつ市においては、平成14年度から全庁LANの運用を開始したところですが、LANに接続するパソコンについては、公用パソコンの整備におくれがありましたことから、職員の費用負担が伴うものの、当面の措置として個人所有のパソコンの接続も認めてきたところであります。

個人所有パソコンの接続に当たっては、許可制とし、課内のプリンタ及びファイルの共有、業務データの課内公用パソコンの決められた場所への保存、業務データの庁舎外への持ち出し禁止など、その取り扱いについてはむつ市個人所有パソコン管理ルールを定め、職員に周知しているところであります。

全庁LANにつきましては、平成17年3月14日の新むつ市誕生に伴い、本庁舎、分庁舎及び各公共施設を結ぶネットワークとして再構築を行ったところでありますが、個人所有パソコンにつきましては、ルールに基づきセキュリティーに配慮した運用としております。しかしながら、個人情報や業務データ等、行政情報の漏洩、ウイルス感染の防止といったセキュリティー対策に加え、事務の簡素化、効率化及び住民サービスの向上を図るためにも公用パソコンの配置は必要と考えておりますことから、部長級によるむつ市電子自治体推進会議の場におきまして、公用パソコンの配置を

最優先課題と位置づけ、平成19年度において当初の目的を達成することとしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、交通安全についてのご質問にお答えいたします。まず、国道279号名古屋平地区の道路わきの杉林により日陰となり、冬期間路面が凍結し、危険であるので、杉の木を伐採できないかとのお尋ねであります。議員ご指摘の名古地区の杉林は、道路の両側に植栽されておりますが、特に東側の約200メートルの区間は杉の木が大きくなり、道路に密接している状況にありますことから、この区間が冬期間凍結し、解けない状況となっておりますので、伐採し、日当たりをよくすれば、日中は解けて安全な通行ができるものと思います。しかし、杉の木の所有者は個人でありますので、伐採についての交渉は今後の課題とし、当面は道路管理者である県にお願いし、凍結防止剤の散布回数をふやすなどにより対応してまいりたいと考えております。

次に、危険な急カーブの解消についてであります。道路管理者である県の担当課にお聞きいたしましたところ、平成8年度から平成9年度にかけ急カーブ解消のための工事を行うため、測量設計を約500メートル実施して用地交渉を行いましたが、地権者の同意が得られなかったということであり、昨年の12月にも再度話し合いが行われたようではありますが、同意が得られなかったということでもあります。市といたしましては、この急カーブ解消のため、今後とも要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 19番。

○19番（久保田昌司） まず、道路のことからお聞きしますが、なかなか民有地がほとんどですから、土地の確保あるいは杉林の伐採もこっちは簡単に自由にできないというのはよくわかるのです。あの地域というのは、かつて両方とも杉林

が生い茂っていたのですが、片方がその地域の方々の花壇の育成とかいろいろあって、少し伐採が進んで、大分日当たりもよくなったと思っているのです。きょう私が指摘したもう片方が、朝の場面而言えば、完全に日陰をつくるという状況にあります。今市長の答弁で凍結防止剤ということは、それはありがたいのですが、それでも早朝凍結しているのは、やはりその対応がまだまだ弱いのではないかなと思っていますし、やっぱり抜本的に考えると、あの杉林の伐採が一番いいのではないかなと思っています。今後その所有者、杉林について言えば、片方のカーブの方は市長から地権者の同意が得られなかったという話がもう既に出ましたけれども、杉林について所有者が協力するというような話が出た場合はどういう対応になるのでしょうか、まずそのあたりをお聞きします。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 私どももできるだけそういう危険場所の解消のために、県と協議をさせていただきながら進めているところでございますけれども、現在のあの杉林の所有者を調査しましたところ、むつ市民の方がお二人、それから他県の方が1人ございます。そういう協力が得られた場合どのように対応するかということでございますが、その協力が第一でございます、その協力を得ることができれば問題の解決は容易になるものと思います。これから折衝するように、具体的に詳細県の方をお願いして、その所有者の意向を確かめて、その後いろいろな対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。ご理解願います。

○議長（宮下順一郎） 19番。

○19番（久保田昌司） ぜひ1回接触を持っていたきたいなと思います。その後の話はまた別の機会にできればと思います。

次に、順序に沿っていきますが、成年後見制度

の活用についてであります。成年後見制度の普及等については、今の答弁を聞きまして、市長も異議はないと思いました。昨年、平成18年の秋時点で青森県内のそういう対象になり得る人がどれくらいいるのかということをおある書類で見ましたけれども、青森県内では認知症の高齢者の方が2万2,000人以上いらっしゃる。知的障害者の方が約9,300人、精神障害者の方が約6,800人という、これだけたくさんの方がいらっしゃるわけなのです。その中でまだまだ成年後見制度を利用している方は少ない。

なかなか足を踏み出すには面倒な面もあるというのを私も知っております。特に申し立て費用の大きさというのもネックになっているのではないかなと思っております。手続費用、登記等で1万円とか、鑑定料が5万円から10万円とか、それから審判の確定まで数カ月かかるかという、非常にある意味では法のもとに保護を受けるということで時間もかかるというのは私もわかるのです。これはいろんな意味でこういう費用等の問題もありながら、市長も要綱を策定しながら取り組んでいるという話もありましたけれども、この申し立て費用の目安という金額があるわけなのです。先ほど言いました1万円とか5万円とか10万円とかというお金が必要なわけなのですが、今後この後見人を立ててもらおうとか、持ってもらおうための費用と申請のための費用等がかかりますが、こういうことに対して公の立場で援助するとか、そのあたりはどの程度考えているのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

後見人にかかわる費用の部分でございますけれども、これにつきましては、ちなみに新年度の対応ということでお答え申し上げたいと存じます。一般会計と、それから介護保険特別会計の2本立てで予算措置してございます。

まず、一般会計の方では、一応2件分を見込んでございます。費用的には、市長申し立て費用として30万円、あとは成年後見人に対する手数料ということで67万2,000円の97万2,000円ほどの予算措置、計上をいたしております。もう一方の介護保険特別会計でございますが、こちらの方には、一応3件分を計上してございまして、合わせまして167万1,000円ほどを計上いたしております。そのほかに、この介護保険特別会計の方では、議員が指摘されておりますように、周知用、広報用のパンフレット、この作成のための印刷代も見込んでございますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 19番。

○19番（久保田昌司） 私今回この成年後見制度を一般質問でやっておかなければならないと思ったのは、まだまだ一般的には知らない制度であるという中で、できるだけ皆さんに知ってもらいたいし、市もやはり積極的に広報をする必要があるだろうと。いろんな場所でこの制度の周知徹底をやっていくことによって、むつ市だけで大きな制度が一気に変わるとは私は思いませんけれども、やはりむつモデルぐらいのものをつくるような気持ちでいろんな活動をする中で、青森県内、さらには全国まで広がるようないい制度に発展させていく必要があると、私はそう思っています。

そういう意味で、先ほど壇上で悪質業者の問題もお話ししましたけれども、テレビ等でよく報道されるように、この被害も非常に多いものがあります。そういうことから守るためにも、この制度をいろんな形で広めていき、そして当たり前のようにこの成年後見制度ということが話されるような空気を市内全域でつくっていく必要があると。私は、そのまず最初として今回取り上げました。

そういう意味では、まだまだ市の予算の措置についても今答弁ありましたように、大きい金額にはなっていません。そういう意味では、まだまだこれから本格的な運用のための市の取り組みが必要になるだろうと思いますけれども、その点、市長、今後の気持ちをお話してください。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今部長がお答えしたことは、実は予算査定で大事な大きな問題になっていないですと通ってしまった制度なのであります。つまり予算査定にかかわる者すべてに、この制度は活用しなければならないという共通の認識があったから何の抵抗もなく予算計上されたということです。問題は、この制度について市がどのようにかわるかということと同時に、本当にこの制度を活用したいと思っていただくようなモチベーションをつくり出すということの方がより重要だと思うのであります。おとといですか、私テレビを見ておりましたら、今ファンドに勧誘して、全然掛けた金が返ってこないというものが随分ふえているそうです。昔のように、布団ですとか、判こだとか、つぼだとかというのを売りつけるということではなく、ここに投資すればもうかりますよという誘いが随分多いのだそうであります。それもみんな子供さんがいるのだけれども、巧みに説き伏せられて、銀行まで車で連れていってくれる。そこで金をおろさせて、特定の口座に入れさせてしまうというようなことまでやっているようです。これは、都会の金持ちのお年寄りが多い地域での問題なのかとは思いますが、こっちまで出てきて、この北の端っこまで出てきて勧誘してやるということが今の時点では考えにくい。しかし、それは形が見えないものなのです。昔のような、昔といいますか、つい二、三年前までは大きなものを高く買わせるという、これは車で来てやっているようですけれども、それと違う、車1

台あれば、何にも積んでこなくても判こを押させれば済むというようなものですから、こういう事例を多く知ることによって成年後見制度を活用したいと思う子供さんが気がついてそれをやるか、子供さんが遠く離れている場合は、すぐそばにいる方、頼れる方を後見人にするという制度ですから、そういう家族の方々が積極的になるような宣伝、PRをしていく必要が大いにあると思っております。

○議長（宮下順一郎） 19番。

○19番（久保田昌司） 今悪徳業者の話をしましたけれども、この成年後見制度を活用している方が消費者被害になった場合には、ある意味では法の保護を受けて契約取り消しというのが可能なのですが、先ほど私言いました一般的な地域福祉権利擁護事業において、いろんな世話を受けている方がそういう契約、不当な悪徳業者と契約した場合には契約の取り消しはできないと。厚生労働省の管轄と法務省の管轄の違いだと思うのですが、成年後見制度を適用している、そういう後見人を持っている方は法的な保護が強いという意味でも、私はこの成年後見制度をさらに多くの方々にわかってほしいなと思うわけです。そういう意味で、市長も広げるということに関しては異議ないようでありますから、ぜひこの成年後見制度の広がりを尽くすように進めていってほしいなと思います。

次に入ります。個人情報について再質問いたします。これは、先ほども答弁がありましたし、予算審査でもパソコンの購入というのはあったのですが、私はこれからどうするのかというのがいろいろ大事だなと思っております。個人情報の方にまず最初入りますけれども、先ほど答弁の中で規則と事務取扱要綱があるのは私もわかっています。そこで、1点だけお伺いしますが、今この個人情報保護条例が全国すべての自治体でつ

くられましたけれども、情報セキュリティーポリシーというのは、これはこの要綱、規則で足りるかどうか、そのあたりお聞きします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

市長が条例、規則あるいは要綱を定めまして、その中で今議員のご指摘の件も網羅されてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 19番。

○19番（久保田昌司） 私が調べた範囲なのですが、この情報セキュリティーポリシーというのは、わざわざ横文字、片仮名を使っているのはどうしてかなと思って調べてみたのですが、情報システム及びネットワークの機密性、完全性及び可用性を維持するため本市の情報セキュリティー対策を総合的に取りまとめた基準を言う。確かに要綱、規則で似ているなという感じはするのです。これは総務省の資料ですけれども、情報セキュリティーポリシーという項目があって、現在1,843団体中1,773団体、96.2%が策定済みというふうに出ているのです。今総務部長は、それで足りるというお話なのですが、ということはむつ市の場合も、この策定されているという数に入っているということですね、確認しますけれども。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（宮下順一郎） 19番。

○19番（久保田昌司） 横文字を使わなかったということなのだろうと思いますけれども、この要綱、規則も私見ましたけれども、私が言っている個人情報というのは、ある意味では広い意味で言っているつもりです。パソコンの中に入っているさまざまな個人情報をどういうふうに行っているかという問題とともに、すべての情報、個人情報にかか

わる問題をどうしているかということをお聞きしたいのです。要綱、規則を見たのですけれども、そのあたりの文書は余り見かけなかったのです。それに関して言えば、逆に今まであった文書取扱規程というのがありますよね。その中身の方がある意味では具体的であったのですけれども、この要綱、規則にあるのはいろんな開示の問題とか、そういう意味でどうするかというのがほとんど書かれていて、広い意味での個人情報をどういうふうにするかというのは余り具体的に書いていないような気がするのです。そのあたりはこの要綱、規則で広い意味での個人情報の保護の対策についてはいいのかというのが一つあります。

それから、もう一点、1カ所私が見つけたのですが、これセキュリティー関係の問題ですけれども、東大阪市の情報セキュリティー委員会というのがあります。このセキュリティー委員会では、やはりまた特別な体制をとるという形での委員会で、1条から8条まで非常に小ぢんまりとした設置規程が書かれているのですが、この委員会はたしかむつ市はありませんよね。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 議員ご指摘のとおり、まだそういうものは持ってございません。これから検討させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 19番。

○19番（久保田昌司） さっきの答弁で、規則、要綱で足りるという話だったのですが、私が言ったこのセキュリティーポリシーの策定というのは、当然こういう委員会も設置したうえでのセキュリティーポリシーだと私は思っています。そういう意味では、要綱と規則で足りるという話もありましたけれども、早急にその対策を持っていただきたいなと思います。

次にいきます。パソコンの問題です。新しいパソコンを市の予算で購入することになっていま

す、平成19年度の予算の中で。それで、ウィニーの話も出ましたし、これはもう一般的になっているかと思うのですが、この2カ月の間、ウィニーによって個人情報が流出したのがインターネット上ですけれども、22件ありました。その中の12件が公的機関です。警察とか学校、消防局、病院、町、国について言えば、国税局、自衛隊、このあたりは新聞等で明らかになっていますけれども、結構な数だと私は思っています。早急にこういう個人情報流出に至らないように対策するのは当たり前だと思いますけれども、そういう意味で、今回の方針が進んでいるのだらうと、方針がとられたのだらうと思っていますが、新しいパソコンを入ただけではだめだと私が先ほど壇上で言ったのは、今使っているパソコンをどうするかなのです。そのパソコンには、いろんな情報が入っているのではないかなと思うのです。そのパソコンを購入したのは個人なわけですよ。個人のもなのです、そのパソコン自体は。そのパソコンを新しいパソコンと取りかえるというふうになりますけれども、ただ持って行ってくださいでは済まないわけなのです。あなたのパソコンだから持って行ってください、新しいパソコンにかえますから。そのパソコンをどうするかなのです。パソコンの中身、はっきり言えば。最初の市長の答弁では、ある意味では本当に変えるというだけの答弁だったので、そのあたり考えているのかなと思ったのですが、細かい対策は考えていますか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

今までは、市の方で582台ほど必要ということであったわけですが、それが足りなくて、ある意味では職員の善意で使わせていただきました。今回一般会計で予算化してございますので、それが通った時点で新年度早々まず購入いたします。

それから、個人のパソコン等の切りかえについては、あくまでも個人の入っているものについては全部吐き出します。その後については、各課の課長がその個人パソコンの中身が空になったものを確認して対応してまいりますので、議員がご心配のことはなからうかと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 19番。

○19番（久保田昌司） 一つ言いますけれども、パソコンの中身を、データを空にするという方法は二つあるのです。すべてだれが見ても、だれが扱っても出てこないようにする方法と、特殊なソフトを使うと、その中の、ないと思われていた情報が出てくる方法もあるのです。論理フォーマットというのと物理フォーマットと2種類あるのですが、そのあたりもしっかり考えないと、ただ返すだけでは済まない。きちっと復元不能な状態にしなければならぬということも考えていかないと、そういう意味では注意しなければならないことだと思います。だから、新しいすべてのパソコンと入れかえるという話だったのですが、現在活用しているパソコン、個人所有分のデータを削除して買い取るとか、そういう形もある意味ではあったのかなという気もするのです。情報の削除については、職員の中にもそういうパソコンに関して細かい知識のある方がいらっしゃるかと思うので、ぜひ検討する必要があると思うのです。そのあたりはどうなっていますか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 情報システム課には、パソコンに精通した職員が多々おりますので、議員がご心配のことはないと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 19番。

○19番（久保田昌司） 心配はないということなので、それを信じていきたいと思っておりますけれども。

基本的にこのパソコン問題を取り上げたのは、個人に善意でそれぞれの職員の方々に買ってもらって、それを公務で使っていたということがあるわけなので、私は本当に、言ってみれば、市がそういう面で一部それこそお金を返さなければならぬような気持ちさえあるのです。そこまではないかと思うのですけれども、それでもいろんな方からこのパソコンの最終的な処分の仕方というか、管理の仕方というのは意見が出るかもしれません。ぜひよく耳を傾けて、間違いなくしていただきたいなど。そうしないと、幾ら立派な保護条例、要綱、規則があっても、さっき言ったセキュリティポリシーがあっても、なかなかそうはいかないと思うので、きちっとした対応をお願いして、質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、久保田昌司議員の質問を終わります。

2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤田博文議員

○議長（宮下順一郎） 次は、澤田博文議員の登壇を求めます。45番澤田博文議員。

（45番 澤田博文議員登壇）

○45番（澤田博文） むつ市議会第191回定例会に当たり、通告に従い次の2項目について質問いたしますので、市長並びに教育委員会委員長におかれましては、前向きな答弁をお願いいたします。

新幹線八戸駅開業以来、この本州最北の下北半島に県外各地より数多くの観光客が訪れております。下北には、国設薬研野営場を初め早掛レイク

サイドヒルキャンプ場、野平高原キャンプ場など施設の整ったキャンプ場があり、たくさんのキャンパーが訪れ、楽しんでいるのも事実であります。ことしもあと2カ月足らずで大型連休が来ます。例年ですと、この連休のころから薬研野営場はたくさんのキャンパーでにぎわうわけですが、野営場への連絡橋の橋台所で部分に亀裂が発見されて以来、野営場は運営されていません。早期に連絡橋の建て替えを望むものでありますが、これには森林管理署及び林野庁との関係もあることから、市としては森林管理署及び林野庁等へ強く要望していることとは思いますが、その後の経緯についてお尋ねいたします。

また、要望が順調にいったとしても、建て替えまでは数年かかるものと思われませんが、当然のことながら、ことしの時期には間に合わないとしたら、薬研野営場が運営されていないことを知らないで訪れたキャンパーのためにも臨時の野営場を設置する考えがないか、あわせてお伺いいたします。

質問の2点目ですが、小学校の統合について伺います。このたび県の行政改革の一環として、むつ市にあります下北少年自然の家が平成19年度をもって廃止となり、平成20年4月からむつ市に譲渡される予定になっております。山あり、川あり、海ありの自然豊かな施設を利用し、子供たちがさらに大きく、人間性や社会性の育成を図ることが望まれます。

さて、佐助川小学校が平成18年4月廃校となり、そのままの状態にありますが、現在その施設に旧大畑町で寄贈、または収集した民具、漁具、さらには二枚橋遺跡等からの出土品が数多く体育館の一部等に一時保管していると伺っております。平成20年度からむつ市立となる予定の下北少年自然の家を使用する方々に、地域に根差した文化財の数々をご披露し、地域を理解していただき、下北

少年自然の家の利用拡大を図ることも今後大事であろうと思います。そこで、現庁舎を一部改修し、文化財を展示し、見学させる考えはあるのかを伺います。

また、合併前の旧市町村でも数多くの文化財を所有しているものと思われませんが、むつ市民はもちろんのこと、むつ市を訪れる方々にPRするためにも総合的な歴史民俗資料館を建設する計画があるのか、あわせて伺います。

さらには、平成19年度限りで8小・中学校が統合されますが、その敷地、校舎をどのように利用していくつもりなのかも伺います。

統合後の諸問題についてお聞きいたします。来年度限りでの統合が既に決定しておりますので、教育委員会としても、既に計画していることとは思いますが、登下校のための交通手段、つまりスクールバス等のことですが、スクールバスを運行するに当たり業者等に委託するのか、また旧大畑町で行ってきたように、教育委員会でバスを買い、運転手だけをシルバー人材センター等に委託する考えなのか、さらにスクールバスの停留所については地元関係者とよく話し合い、決定していただきたいし、毎日好天の日ばかりとは限りませんので、停留所は児童が雨風を防げる建物が必要と思いますが、建物等を建てる考えがあるかをあわせて伺います。

また、川内地区の桜川小学校は、大規模改修してから年数が余りたっていないと伺っております。起債のある学校を廃業する場合、残りの起債は一括返済しなければならないと伺っておりますが、今この桜川小学校の起債はどれくらいあるのか、また一括返済できる見通しがあるのかを伺い、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 澤田議員のご質問にお答えい

たします。

ご質問の1点目は、薬研野営場への橋のその後の経緯についてのご質問であります。この薬研野営場は、ご承知のように7.2ヘクタールの広大なキャンプ場で、毎年4月から11月までの期間、下北森林管理署との野営場運営委託契約に基づいて開設している施設で、年間3,000人ほどのお客様にケビンハウスやテントサイトを利用いただいておりますが、現在は開設されておられません。これは、昨年野営場への入り口となる錦橋の橋台そでに亀裂が発見され、橋の管理者である下北森林管理署が安全確保のため通行を禁止したためであります。市といたしましては、下北森林管理署と野営場の開設に向けて協議を重ねてまいったところであり、昨年7月にはむつ市議会議長ほか14名の議員により錦橋の整備のための要望書を東北森林管理局青森事務所に提出いただくというお力添えもいただいております。下北森林管理署では、5月中に工事を発注し、錦橋の解体工事を実施、年内に架設工事を完了とすべく事務的に進めておると伺っております。順調にいきますと、平成20年度には供用開始となり、薬研野営場の利用が再開されるものと期待しております。

大畑地区の薬研温泉郷は、むつ市の観光地として重要な地区と認識していることから、引き続き下北森林管理署及び関係部署と連絡を密にし、早期開設を目指したいと考えております。

ご質問の2点目、薬研野営場が平成19年度再開できないのであれば、周辺地区で臨時的にキャンプ場を開設できないかというご質問ですが、薬研、奥薬研のいずれの地域を想定した場合でも、下北森林管理署との貸付契約はもちろんのこと、自然公園法、砂防指定地、保安林などに指定された地区であるため許認可には法律的な制約があります。さらに、キャンプ場には山火事防止

等に配慮された構造を備えている炊事施設、水道施設、管理施設棟が必要となることから、現在は既存の橋の復旧を第一に考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 澤田議員のご質問の小学校統合についての1点目、統合後の小学校校舎等の利用についてであります。まず下北少年自然の家のむつ市移譲に合わせて、昨年廃校しました佐助川小学校を歴史民俗資料館的施設にできないかのご提言であります。きのうの千賀議員の質問にもお答え申し上げたところであります。同施設は廃校時、地元の方々に利用希望、計画等を募ったところ、地元としては特に利用希望がないとのことあります。ただいま澤田議員もおっしゃいましたが、現在主に大畑地区で集められました古民具、漁具、遺物、発掘物等を保管し、文化財審議委員の方々が分析、研究する集積場所として活用しているところであります。議員ご提言の歴史民俗資料館につきましては、今後とも全学的な視点に立って、そのあり方、規模、内容等につきまして、教育委員会において今後検討する予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成20年度から廃校する学校の跡利用についてであります。現在大畑地区では小目名小学校、関根橋小学校の2校、むつ地区では烏沢小学校、角違小中学校の2校、川内地区では蛸崎小学校、宿野部小学校、桧川小学校の3校の合計7校がその対象となります。桧川小学校を除く6校は、建築後40年から50年を経た老朽校舎でありますことから、再利用には適さず、一部体育館等再利用可能な施設を除き、撤去、解体する予定であります。

地元の方々からは、跡地を公園にしてほしい、記念碑を建てたい、高台なので避難場所にしたい

などさまざまなご要望もありますことから、今後地元と十分に話し合い、適切な跡地利用を図りたいと考えております。

次に、ご質問の第2点目、統合に係る諸問題についてであります。桧川小学校は平成5年から平成7年までの3年間で建設されました比較的新しい校舎であります。建設に係る起債残が1億2,360万円あり、廃校となりますと、補助金の返還も考えなくてはなりません。廃校ではなく、他の教育目的の施設として転用するのであれば補助金の返還義務はなくなるとの県当局からの指導を得ているところであります。具体的に申し上げますと、図書館分館や公民館などの社会教育施設、体育館の社会体育施設、美術館等の文化施設などへの転用が考えられます。これにつきましては、早い時期に市全体の施設のあり方をも勘案し、地元のご意見もお聞きしながら、方向性を探りたいと考えております。

また、スクールバスの運用の仕方ですが、平成19年度はむつ地区では全面運行委託、川内、大畑、脇野沢地区では市の大型バスを所有していますことから、バスの管理と運行を委託する、要するに管理請負業務委託で行うこととしております。平成20年度からは、統合により運行経路がふえますけれども、この形式で運行したいと考えております。

新しく運行となる地区の停車場及び待合室等の設置につきましては、地元と協議しながら、待合室等も必要であれば前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（澤田博文） 野営場につきましては、ことし5月に工事発注、年内に工事完了で平成20年度から供用開始の予定ということで、大変関係者には感謝したいと、こう思っておりますが、今現在

せっかく薬研に来たのだからということで、例えば奥薬研の老人センター横のトイレ付近等でキャンプをしている方がよく見られるわけなのです。その人たちにはどのような指導をなさっているのか。また、例えば今の薬研野営場に向かう道路わきに、野営場は今運営していないから、ほかの野営場にはこう行けば行けるのだとかという立て看板等も今のところ見えていないようです。それと、むつ市のホームページにも野営場が運営されていないということは掲載されているのですが、いわゆるそれだけで、例えば早掛レイクサイドヒルキャンプ場とか野平高原キャンプ場とか、かわりの野営場を紹介するようなホームページにはなっていないようなのですが、そのようなこともできないものか、あわせてお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 野営場が使えなくなっただけというよりも、使えなくなる前にもあったそうですけれども、奥薬研の方の駐車場に野宿しまして、それで炊事をして、炊事した後の残飯は水洗トイレに捨てていくとか、ごみはそのままにしておくとかというふうなこともあったそうで、薬研の町内会の方々是非常にご苦労されておりました。それで去年の4月からは、看板を大きくしたり、見えるところに立てたり、それから時期には市の職員が朝と晩に行ってご注意申し上げたりというふうに、対人をお願いする場面も結構ございましたし、薬研の町内会、旅館組合の方々にも、見たらご注意願いたいというふうなこともいたしました。それから、県で管理している駐車場の方にも同じようにご注意の看板をかけさせていただきましたし、ご要望の街路灯、防犯灯の整備も一緒にさせていただきました。

また、もう一つご質問でありますむつ市のホームページには、薬研野営場は現在こういうふうな事情で使われませんということは書いてございま

す。ただ、同じページに議員がおっしゃいました野平なり早掛のものは紹介はしておりませんでした。私どものむつ市のホームページの中に下北観光協議会のホームページも一緒に見られるようになっておりますし、観光の方も見られるようになってございますが、ほかのページを開きますと、そういうふうなところをごらんになることができます。ただ、それは新たにまたクリックして探さなければいけませんので、もう少し親切な方向で皆さんに周知できる方法をさらに研究してまいって、なるべく遠くからおいでの方々にご迷惑にならない最小限で済むような方向を検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（澤田博文） 今の部長の説明ですと、いわゆる薬研野営場が運営されているときでも奥薬研の方に野宿されている方があったと。私が知っている範囲ですと、その方たちはキャンパーではないのです。例えば泊まりがけで山菜とりに来ている方とかが多いように見ていました。ですから、純粋にキャンプを楽しんでいる人ではない。このように思っていますので、そのほかは薬研の町内会並びに市の職員がそれぞれ指導しているということで、キャンプ場の件はわかりました。

それから、統合問題についてなのですが、今教育長の答弁ですと、確かにきのうの千賀議員の質問にも地元は利用するという希望がなく、また管理等の問題もあるようなご答弁していただきましたし、今の分析とか集積場所としての利用をしたいと、こういう答弁でしたけれども、分析とか集積場所として利用するのであれば、あの体育館だけでできるような気がしています。私も中へ入って全部調べたわけではないのですが、そのほか教室等もありますので、私が今言っている民俗文化財等を展示して見せる分は、そういう教室等を利用すれば十分可能ではないかと。体育館の方では、そう

いう分析等をしていただいたらいいのではないかと、こう思っていますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 分析、集積場所として現在佐助川小学校の体育館を活用しておるわけでございます。私もその現場の方を確認させていただきましたが、麻袋のような大型の袋に土器の破片、それから各形状の壊れたものが多分1個1個にしますと数万点になるかと思えます。それらが詰まった袋が何十個もあるという状況と、あと民具、漁具が、いわゆる評価のないまま積み重ねられている現状でございます。文化財審議委員の方も一応目通しはした部分がございますが、市全体の文化財としての評価の位置づけも全く手つかずの状態ということで、これらをどういうふうな形で、例えば議員が提案の形に持ち込むかということもまだ方針として定まっております。これらをやはり位置づけをはっきりしたうえでどういう対処が可能なのか検討していかなければならないわけで、もう一度その辺文化財審議委員の会議の場にお諮りするなどして方針をつかむことも必要かと思っております。現状、教室は確かにあるわけですが、そちらの方へ展示するにしても、その辺の選別、選択もしなければならぬことも考えますと、まだもう少し時間が必要かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（澤田博文） 多分今まで計画されていないものを今から考えるということだと思っておりますので、時間はかかるものと、それは覚悟しておりますが、いわゆる平成19年度の予算に文化財収蔵庫管理費205万2,000円というのがありますね。それは、文化財収蔵庫管理費ですから、今ここに収蔵しているのかもわからないのですが、そういうのにも205万2,000円もかけているわけなの

ですよ。収蔵ですから、人目には触れないといえますか、それにも200万円以上の金をかけているわけですので、そういうのもあわせて展示して皆さんに見ていただくといえますか、見せるといえますか、そういう考えは。先ほど歴史民俗資料館については検討中という答弁をいただいたのですが、今まではそういうのをただ収蔵しているだけで、見てもらおうとか見せようとかというのは全然検討したことはなかったのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 今澤田議員おっしゃっている部分は、従来から旧むつ市で文化財収蔵庫として設けておりました桜木町にあります旧海軍時代の、いわゆる残された建物を活用した、石づくりの建物を活用した文化財収蔵庫ということでございまして、ここの中にも数万点の土器、それから民具、古い時代の財産が保管されております。一部展示をいたして、年間2,000名程度のお客さんがあってございます。ただ、これは旧むつ市の財産ということで今までの形状を保ってきておりますが、合併時点で各旧町村の文化財のそういう発掘されたもの、民具、歴史的遺産が公民館の一部やら学校の一部やらというところに保管されてございます。ただ、捨てていいのか、残さなければいけないものかという部分が評価が定まっております。この辺文化財審議委員の皆様現地を確認し、残さなければならぬもの、それから収蔵しておくべきもの、その辺をきちとした区分けをしていただく必要があるかと思っております。この作業が現在のところ手つかずの状態ということになってございます。

それで、教育長の方の答弁で申し上げました市の総合的な文化財産等の展示、民俗資料館の建設構想の中には、これら旧町村の大事な部分のものを展示するスペースもまた包含した構想をこれからの検討課題とするということでご説明させてい

ただいたわけですが、非常に件数が多くて難しい問題であります、鋭意努力させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（澤田博文） そういうことで、そこにも数万点のいわゆる収蔵物があるということで理解しました。

ただ、そういうのもあわせて、何とか、今の佐助川小学校、まだ幾らもたっていない学校ですので、新しい資料館等をつくるのであれば、今の学校を少し改築すれば、経費も余りかからず、なおかつ壇上で申し上げたように、いわゆる下北少年自然の家を利用する方々は、今まであそこは山とか川とか海とかだったわけですが、それにこういう歴史とか民俗も入れることによって、ますます下北少年自然の家の利用者がふえるのではないかと、こう思われますので、その辺を申し上げて、これは終わりたいと思います。

それから、小学校、中学校、角違は小・中学校を1校として考えれば7校なのですが、いわゆる小学校は小学校、中学校は中学校ということで8校、平成19年度いっぱい統合が決まりました。私が知っている範囲ですと、中野沢小学校は国道からはよく見えませんので、わざわざ向こうまで行って見たことはないのですが、その手前にある金谷沢小学校ですか、あそこもたまたまグラウンド等の草刈りはしている姿を見るようなことがあるのですが、草を刈ったときはいいのですが、草とてすぐ生えてきます。そういう草が生えているとき等を見れば、いかにも廃校した学校という感じがしています。あそこは、今現在校舎も取り壊されていませんし、遊具等もあるのです。この遊具等については、危険だから使わないでくださいとか、この遊具でけがしたとかというのを報道で聞くのですが、あの遊具は安全なのか危険なのか

よくわかりませんが、あの遊具で遊んでいる姿も、いつもあそこを通るわけではないので、見たこともありません。でもあれば、必ずいつか、だれかに使われると思うのです。安全なものであればいいのですけれども、安全でないものとしたら、そういうのも撤去できるものは撤去していただきたい。ああいうのしか見ていませんので、ああいう状態にしないためにも、例えば農業とか漁業体験をしたい都会の若者というか、若者だけとは限りませんが、そういう人を募集しての宿泊施設等としての利用は一度も検討したことがないのか、まず伺います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 学校を統合するに当たり、いわゆる閉める学校につきましては、その校舎等をその地域の学区の町内会でお使いするという希望があれば、私どもは前向きにその対応をとってきたわけでございます。中野沢小学校は、実際は体育館は積極的に開放しております。金谷沢小学校につきましても、町内会の方に管理をお任せして自由にお使いいただくという場面を設定してございます。今回大畑地区、川内地区を回って学校を閉める段階での要望ということでお聞きしましたら、遊具はそのまま残していただきたいというお母さん方の希望が結構ございました。これにつきましては、危険性の問題等後々の管理については難しい問題がありますが、どうしても地域で必要であれば、これもまた多少の補修等の中で考慮しますというご返事を申し上げてございます。これら地域のために必要であれば残していきたいというふうに思っております。

宿泊施設として活用を検討したことがあるかということですが、正直に申し上げまして、ああ、いい宿泊施設になるなという思いは持つわけですが、実際公的施設の中でこれをどう活用するかというと、我々の限界がございます。ただ、

一部業者、そういうホテルとか、前向きに地域振興を考えている方の中で、幾らでしたら売りますかというお電話がなかったわけでもないということで、全国的に見ますと、千賀議員のご質問にもお答えしましたが、学校の校舎の一部を使ってプチホテル的に運営しているところ、また地域の婦人会の方に積極的に開放しているところ、また食堂としてオープンさせていると、民活導入でやっているところも結構あるようでございます。一応参考までに申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（澤田博文） 確かに町内会等で希望があれば、それなりに対応する。確かにいいことだと思うのです。町内会で希望があればです。ところが、町内会で希望するということは、大きい町内会ですともかく、小さい町内会ですと、それらを管理運営していけない、だから何とか行政にお願いしたいというのが強いと思うのです。例えばの話、私今統合になる関根橋地区なのですが、市営住宅のまだ奥ですから、市営住宅も交通の便が悪い、こう言われていますけれども、そのまだまだ奥でするので、かなり交通の便もよくないところに住んでいるのです。その小学校も、町内会でもし希望する、ところが町内会で希望すれば、何とかそれに対応するとしても、四十数軒の町内会で、例えばこのグラウンドだけでも何とかしたいと言えば、先ほど私が金谷沢小学校のグラウンドの例を出したように、いわゆる地元で草も刈らなければならなくなってくる、草取りもしなければならなくなってくる。ですから、そういうのを何とか行政でお願いし、行政でそういうのをやってくれるのならば、町内会でも別な利用の仕方が考えられるとか、こういう意見はかなり聞こえてくるのです。ただ、町内会で利用したいから町内会に丸投げみたいにして、「おめほで何とかせじゃ」というのなら、いやいや、冬になれば雪をおろさなけ

ればならないし、春になれば草を刈らなければならぬしというのが大変な労力でもあるし、資金的にも大変なことになってくると思います。これがさっきの佐助川小学校みたいに、いや、うちの方では要りませんという大きな声になって出てくるのではないかと、こう思っていました。

そのほか、このバスの停留所の件等も、それからそれにちなんだ建物といいますが、そういう県とも前向きに検討していただけるということでしたので、その辺はよしとして、去年の1月でしたか、いわゆる平成18年度をもって平成19年の4月から統合したいという説明に教育委員会で来たとき、大畑地区では二枚橋小学校、川内地区では桧川小学校が、起債があるから、今のところ当分の間は統合は考えていないと、その他の学校は統合を考えているという説明を受けました。そういう起債のある学校を統合するわけですので、統合するという決定していますから、その起債の部分等、もしくは先ほどの答弁で教育施設に利用すれば、いわゆる起債の一括返還はしなくてもいいと。ですから、その点も今から検討するのではなく、もう多分前から、この統合すると決めたときから、ではどうすればいいのだというのを計画していたと思ったものですから、私は質問したのです。

ですから、そういうのともあわせまして、余り言えば通告外になるみたいですが、二枚橋小学校の件もあります。別に二枚橋小学校を統合しろと言っているわけではないのですが、そういう件等もありますから、統合を決める前から、ではこうなったらこうしなければならぬというのがないような気がする。決まってから、そうすればこうしなければならぬのではないかという気がしていますから、本当にそうなのかどうか、どうか、もう一回。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 3点ほどの叱責もあり、

また現状をどうするのかというご発言でございました。決して私ども地域に回ったとき、丸投げの姿勢で臨んだわけでもないし、極めて地域の子供さんの学校教育をどうするのか、お父さん、お母さんとひざを交えてお話し申し上げました。このままの現状ではいけませんよということをお話し申し上げました。実際正直申し上げまして、統合の計画そのものは大分私どもが入る前はスピードの遅いものでございまして、これを何とか早目に早目にということ動いてまいりました。

それで、校舎そのものについては、どうぞ、町内会の方でお使いいただく部分があれば積極的に開放します。グラウンドはもちろん、毎日のごとく使って構いません。ただ、草取りそのものについては、やはり地域の皆さんが使うのであれば、地域の協力を得たいというお話は、これは当然しなければならぬわけで、それは申し上げてきております。

それから、いろいろその部分は、またこれからの1年の中で整理する問題はあるかと思えます。この辺は十分地域のお話もまた耳に入れていくという場面になろうかと思えます。

それから、二枚橋小学校、桜川小学校の利用方法、起債の残、実は起債の一括返済ということで非常に重荷になる部分がございます、どういう転用をすればいいのか、極めて合併後急遽の対応でございましたので、私どもこの計画を持ちながら統廃合に臨まなかった部分はあります。まず、統廃合に当たりましては、地域の皆さん、保護者の皆さんがどういうお気持ちでいるのかを正直当たる必要があります、あえてうちの方から、ここを廃止しますとこういう計画ですよというえさを投げるような場面はつくらないという方針でございましたので、これはご理解いただきたいと思っております。その中で、存続したいというご意見を申し上げてまいりましたのが二枚橋小学校

でございます。これについては、地域のお気持ちを十分理解しながら、そのままの存続ということで認めてございます。

桜川小学校につきましては、私ども川内地区は平成22年の頭での統合ということを考えておりましたが、説明会上がりまして、もっと早くしてくださいという状況の中で、桜川地域の保護者もこれに同調いただいたということで、決して統合につきましては押しつけでもないし、我々の方の子供を思う心の前向きな部分が評価されたものと理解してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これ、澤田博文議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。3月19日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、3月19日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、明3月17日及び18日は休日のため休会とし、3月20日は東健而議員、澤藤一雄議員、半田義秋議員、目時睦男議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時18分 散会